

担保法制の見直しに関する要綱案のたたき台 4

目次

	第1	定義	6
5	第2	譲渡担保契約に関する総則規定	7
	1	譲渡担保権の内容	7
	2	譲渡担保権の被担保債権の範囲	7
	3	譲渡担保権者による譲渡担保財産の譲渡	7
	4	譲渡担保権設定者の処分権限	7
10	5	同一の譲渡担保財産についての重複する譲渡担保契約	7
	6	譲渡担保権の不可分性	8
	7	物上代位	8
	8	物上保証人の求償権	8
	9	根譲渡担保契約の効力	8
15	(1)	不特定の債権を担保するための譲渡担保契約	8
	(2)	根譲渡担保権の被担保債権の範囲	8
	(3)	根譲渡担保権の被担保債権の範囲及び債務者の変更	8
	(4)	根譲渡担保権の極度額の変更等	9
	(5)	根譲渡担保権の元本確定期日の定め	9
20	(6)	根譲渡担保権の被担保債権の譲渡等	9
	(7)	根譲渡担保権者又は債務者の合併	9
	(8)	根譲渡担保権者又は債務者の会社分割	10
	(9)	根譲渡担保権の譲渡	10
	(10)	根譲渡担保権の一部譲渡	10
25	(11)	根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡の対抗要件	10
	(12)	根譲渡担保権の共有	10
	(13)	根譲渡担保権の元本の確定請求	11
	(14)	根譲渡担保権の元本の確定事由	11
	第3	動産譲渡担保契約の効力	13
30	1	動産譲渡担保権の及ぶ範囲	13
	2	動産譲渡担保権者による果実の収取	13
	3	動産譲渡担保権設定者による譲渡担保動産の使用及び収益	13
	4	妨害の停止の請求等	13
	5	牽連性のある金銭債務のみを担保する動産譲渡担保権の対抗力	14
35	6	動産譲渡担保権の順位	15

	7	動産譲渡担保権の順位の変更	15
	8	動産譲渡担保権と先取特権との競合	16
	9	動産譲渡担保権と動産質権との競合	16
	10	占有改定で対抗要件を備えた動産譲渡担保権の順位の特例	16
5	11	牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権の順位の特例	16
	12	転動産譲渡担保	18
	13	動産譲渡担保権と抵当権との競合	19
	第4	集合動産譲渡担保契約の効力	20
	1	特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約	20
10	2	集合動産譲渡担保権についての対抗要件の特例	20
	3	集合動産譲渡担保権設定者による特定範囲所属動産の処分	20
	4	動産の補充等による価値の維持義務	21
	5	集合動産譲渡担保権に基づく物上代位等	21
	6	動産特定範囲に動産を属させる行為に関する詐害行為取消請求	21
15	第5	債権譲渡担保契約の効力	21
	1	混同の特例	21
	2	譲渡担保債権の第三債務者の弁済等	21
	3	債権譲渡担保権の順位	22
	4	債権譲渡担保権と債権を目的とする質権との競合	22
20	5	債権譲渡担保権の順位の変更	22
	6	転債権譲渡担保	23
	第6	集合債権譲渡担保契約の効力	24
	1	集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て	24
	2	集合動産譲渡担保契約の効力の規定の準用	24
25	第7	その他の財産を目的とする譲渡担保契約の効力	25
	1	その他の財産を目的とする譲渡担保権の順位	25
	2	その他の財産を目的とする譲渡担保権と質権との競合	25
	3	その他の財産の転譲渡担保	25
	4	債権譲渡担保契約の効力の規定の準用	25
30	第8	適用除外	26
	第9	動産譲渡担保権の実行	26
	1	動産譲渡担保権の帰属清算方式による実行	26
	2	動産譲渡担保権の処分清算方式による実行	28
	3	後順位の動産譲渡担保権者による実行	29
35	4	帰属清算方式又は処分清算方式による実行に必要な行為の受忍義務	30
	5	動産譲渡担保権者による他の動産譲渡担保権者等に対する通知	30
	6	清算金の支払に関する処分の禁止	30
	第10	集合動産譲渡担保権の実行	30
	1	集合動産譲渡担保権の実行	30
40	2	後順位の集合動産譲渡担保権者による実行	32

	3	通知の撤回	32
	4	集合動産譲渡担保権者による動産特定範囲に属する動産に対する差押え等	32
	5	集合動産譲渡担保権者以外の者による動産特定範囲に属する動産に対する差押え等	34
	6	集合動産譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等	35
5	第 11	債権譲渡担保権の実行	37
	1	債権譲渡担保権者による債権の取立て	37
	2	債権譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行	37
	第 12	集合債権譲渡担保権の実行	37
	1	集合債権譲渡担保権の実行	37
10	2	集合債権譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等	38
	第 13	その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行	38
	第 14	強制執行等の特例	39
	1	動産譲渡担保権者による配当要求等及び動産競売の申立て	39
	2	動産譲渡担保権者による第三者異議の訴え	40
15	3	売却に伴う動産譲渡担保権の消滅	40
	第 15	動産譲渡担保権の実行のための裁判手続	41
	1	通則	41
	2	動産譲渡担保権の実行のための保全処分	41
	3	動産譲渡担保権の実行のための引渡命令	42
20	4	動産譲渡担保権の実行後の引渡命令	43
	5	後順位の動産譲渡担保権者による実行のための保全処分等	44
	6	執行官保管の保全処分中の売却	44
	7	占有移転禁止の保全処分等の効力	44
	8	手続の停止	44
25	第 16	破産手続等における譲渡担保権の取扱い	45
	1	別除権等としての取扱い	45
	2	担保権実行手続中止命令	45
	(1)	再生手続における担保権実行手続中止命令	45
	(2)	更生手続における中止命令	46
30	(3)	特別清算手続における中止命令	47
	(4)	承認援助手続における担保権実行手続中止命令	48
	3	担保権実行手続取消命令	49
	(1)	再生手続における担保権実行手続取消命令	49
	(2)	更生手続における担保権実行手続取消命令	50
35	(3)	承認援助手続における担保権実行手続取消命令	50
	4	破産管財人等による譲渡担保財産の換価・譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定	51
	(1)	破産手続における譲渡担保動産の換価の規定	51
	(2)	破産手続における譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定	51
	(3)	特別清算手続における譲渡担保動産の換価の規定	52
40	(4)	特別清算手続における譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定	52

	5	担保権消滅許可制度の適用	52
		(1) 破産法における担保権消滅許可制度	52
		(2) 民事再生法における担保権消滅許可制度	52
		(3) 会社更生法における担保権消滅許可制度	52
5	6	根譲渡担保権の取扱い	53
		(1) 破産手続における根譲渡担保権の取扱い	53
		(2) 再生手続における根譲渡担保権の取扱い	53
		(3) 更生手続における根譲渡担保権の取扱い	54
	7	再生手続開始の申立て等を権限の消滅事由とする特約の無効	54
10	8	破産手続開始決定等後の集合動産譲渡担保権の効力	54
	9	破産手続開始決定等後の集合債権譲渡担保権の効力	54
	10	動産特定範囲に動産を属させる行為に関する否認等	55
	第17	所有権留保契約	55
	1	留保所有権の対抗要件	55
15	2	再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等の無効	56
	3	譲渡担保契約の規定の準用	56
	第18	民法の見直し	57
	1	質権者による債権の取立て等	57
	2	抵当権の効力の及ぶ範囲	57
20	第19	民事執行法の見直し	58
	第20	民事再生法の見直し	58
	1	担保権実行手続中止命令	58
	2	担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力	59
	第21	外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の見直し	59
25	1	担保権実行手続中止命令	59
	2	担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力	60
	第22	会社更生法の見直し	60
	1	担保権実行手続中止命令	60
	2	担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力	61
30	第23	会社法の見直し	62
	1	担保権の実行の手続等の中止命令	62
	2	担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力	62
	3	担保権の実行の手続等の中止命令の手続	62
	第24	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の見直し	63
35	1	譲渡登記に関する規律の見直し	63
	2	譲渡担保権に関する登記制度の見直しの概要	63
	(1)	登記原因を譲渡担保とする譲渡登記の必要的記録事項の見直し	63
	(2)	転譲渡担保権の設定の登記の新設	63
	(3)	競合する譲渡担保権を記録するための競合担保登記目録制度の新設	64
40	(4)	譲渡担保権の順位の変更の合意の登記の新設	64

(5) 根譲渡担保権の分割譲渡の登記の新設.....	64
3 留保所有権に関する登記制度の見直しの概要（所有権留保登記の新設）.....	65
第 25 その他	65

注：以下では、部会資料46からの主要な変更点を見え消して記載しているが、軽微な表現の修正や、項目番号のずれなどの形式的な修正は反映させている。また、(説明)は、実質的な変更点及び部会で大きな議論があったが修正しなかった点について記載している。

5 第1 定義

次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 譲渡担保契約 金銭債務を担保するため、債務者又は第三者が動産、債権（民法第3編第1章第4節の規定により譲渡されるものに限る。以下この1、9(11)イ、9(14)アにおいて同じ。）その他の財産（抵当権の目的とすることができる財産（次に掲げるものを除く。）を
10 除く。以下同じ。）を債権者に譲渡することを内容とする契約(16(2)に掲げるものを除く。)をいう。
 - (1) 農業動産信用法第2条第1項に規定する農業用動産（以下「農業用動産」という。）
 - (2) 道路運送車両法による登録を受けた自動車（大型特殊自動車で建設機械抵当法第2条に規定する建設機械であるものを除く。以下「登録自動車」という。）
- 15 2 譲渡担保財産 譲渡担保契約の目的である財産をいう。
- 3 譲渡担保権 譲渡担保財産の譲渡を受ける者が譲渡担保契約に基づいて譲渡担保財産について取得する権利をいう。
- 4 譲渡担保権者 譲渡担保権を有する者をいう。
- 5 譲渡担保権設定者 譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保財産を譲渡する者（その者が
20 譲渡担保財産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。
- 6 動産譲渡担保契約 譲渡担保契約のうち、動産を目的とするものをいう。
- 7 譲渡担保動産 動産譲渡担保契約の目的である動産をいう。
- 8 動産譲渡担保権 譲渡担保動産の譲渡を受ける者が動産譲渡担保契約に基づいて譲渡担
25 保動産について取得する権利をいう。
- 9 動産譲渡担保権者 動産譲渡担保権を有する者をいう。
- 10 動産譲渡担保権設定者 動産譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保動産を譲渡する者（その者が譲渡担保動産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。
- 30 11 債権譲渡担保契約 譲渡担保契約のうち、債権を目的とするものをいう。
- 12 譲渡担保債権 債権譲渡担保契約の目的である債権をいう。
- 13 債権譲渡担保権 譲渡担保債権の譲渡を受ける者が債権譲渡担保契約に基づいて譲渡担保債権について取得する権利をいう。
- 14 債権譲渡担保権者 債権譲渡担保権を有する者をいう。
- 35 15 債権譲渡担保権設定者 債権譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保債権を譲渡する者（その者が譲渡担保債権について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。
- 16 所有権留保契約 次に掲げる契約をいう。
 - (1) ~~当事者の一方~~に動産（抵当権の目的とすることができる動産（1(1)及び(2)に掲げるものを除く。）を
40 除く。以下同じ。）の所有権を移転することを内容とする売買その他の契

約（(2)において「売買契約等」という。）であって、当該動産の代金の支払債務その他の金銭債務を担保するため、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該動産の所有権を移転すべき者売主等に留保する旨の定めのあるもの

5 (2) 売買契約等動産の所有権を移転することを内容とする売買その他の契約の当事者のうち当該売買契約等の目的である動産の所有権の移転を受けるべき者一方が、当該契約の当事者以外の第三者に対し、当該動産の所有権を移転すべき者契約の相手方に対するその目的である動産の代金その他の金銭の支払を委託し、当該者契約の相手方が、その支払を受けたときに当該第三者に当該動産の所有権を移転することを約する契約であって、当該金銭の償還債務その他の金銭債務を担保するため、当該債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該第三者に留保する旨の定めのあるもの

17 所有権留保動産 所有権留保契約の目的である動産をいう。

18 留保所有権 所有権留保契約に基づいて所有権を留保する者が所有権留保動産について有する権利をいう。

19 留保売主等 留保所有権を有する者をいう。

15 20 留保買主等 所有権留保契約の当事者のうち、その担保する債権の全部の履行がされた場合に所有権留保動産の所有権の移転を受ける者（その者が所有権留保動産について有する権利を他の者に譲り渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。

第2 譲渡担保契約に関する総則規定

20 1 譲渡担保権の内容

譲渡担保権者は、譲渡担保財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有するものとする。

25 2 譲渡担保権の被担保債権の範囲

譲渡担保権は、元本、利息、違約金、譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を担保するものとする。ただし、譲渡担保契約に別段の定めがあるときは、この限りでないものとする。

30 3 譲渡担保権者による譲渡担保財産の譲渡

譲渡担保権者は、譲渡担保権の実行手続によらなければ、譲渡担保財産を譲渡することができないものとする。

35 4 譲渡担保権設定者の処分権限

譲渡担保権設定者は、譲渡担保財産について、その有する権利を第三者に譲渡することができるものとする。

5 同一の譲渡担保財産についての重複する譲渡担保契約

譲渡担保財産は、重ねて譲渡担保契約の目的とすることができる。

6 譲渡担保権の不可分性

譲渡担保権者は、被担保債権の全部の弁済を受けるまでは、譲渡担保財産の全部について、譲渡担保権を行使することができるものとする。

7 物上代位

(1) 譲渡担保権は、譲渡担保財産の売却、賃貸、滅失又は損傷によって譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができるものとする。この場合においては、譲渡担保権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならないものとする。

(2) (1)前段の規定に基づいて譲渡担保権者が行使する権利は、その金銭その他の物の払渡し又は引渡しを目的とする債権を目的とする質権又は譲渡担保権であって、(1)後段の規定による差押えの後に対抗要件が具備されたものに優先するものとする。

(3) 譲渡担保権の目的である財産についてその譲渡担保権に劣後する先取特権、質権又は他の譲渡担保権を有する者（以下この(3)において「劣後担保権者」という。）は、その順位により、譲渡担保権設定者が支払を受けるべき第5、2(2)（第7、4において準用する場合を含む。）に規定する残額、第9、1(4)（第11、2（第13、1において準用する場合を含む。以下この7及び9(14)ア(オ)において同じ。）において準用する場合を含む。）に規定する帰属清算金、第9、2(5)（第11、2において準用する場合を含む。）に規定する処分清算金又は第11、1(1)後段（第13、1において準用する場合を含む。）に規定する差額に相当する金銭に対しても、その権利を行うことができるものとする。この場合においては、劣後担保権者は、その払渡し前に差押えをしなければならないものとする。

8 物上保証人の求償権

他人の債務を担保するため譲渡担保契約を締結した譲渡担保権設定者は、その債務を弁済し、又は譲渡担保権の実行によって譲渡担保財産を失ったときは、民法に規定する保証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。

9 根譲渡担保契約の効力

(1) 不特定の債権を担保するための譲渡担保契約

譲渡担保契約は、債務者との間に生ずる一定の範囲に属する不特定の債権を担保するためにも締結することができるものとする。

(2) 根譲渡担保権の被担保債権の範囲

(1)の債権を担保するために締結された譲渡担保契約（以下「根譲渡担保契約」という。）に基づく譲渡担保権（以下「根譲渡担保権」という。）を有する者（以下「根譲渡担保権者」という。）は、確定した元本、利息、違約金、譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、その根譲渡担保権を行使することができるものとする。ただし、根譲渡担保契約において極度額（根譲渡担保権を行使することができる被担保債権の上限の額をいう。以下同じ。）の定めがあるときは、当該極度額を限度とするものとする。

(3) 根譲渡担保権の被担保債権の範囲及び債務者の変更

ア 元本の確定前においては、根譲渡担保権の被担保債権の被担保債権の範囲を変更することができるものとする。債務者の変更についても、同様とするものとする。

イ 根譲渡担保権の極度額の定めがない場合におけるアの変更は、利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができないものとする。

5 (4) 根譲渡担保権の極度額の変更等

根譲渡担保契約の締結後に根譲渡担保権の極度額を定め、又は根譲渡担保権の極度額の定めを変更し、若しくは廃止するには、利害関係を有する者の承諾を得なければならないものとする。

(5) 根譲渡担保権の元本確定期日の定め

10 ア 根譲渡担保権の担保すべき元本については、その確定すべき期日を定め、又は変更することができるものとする。

イ アの定め又は変更をするには、根譲渡担保権に劣後する譲渡担保権を有する者その他の第三者の承諾を得ることを要しないものとする。

15 ウ アの期日は、これを定め、又は変更した日から5年以内でなければならないものとする。

(6) 根譲渡担保権の被担保債権の譲渡等

ア 元本の確定前に根譲渡担保権者から債権を取得した者は、その債権について根譲渡担保権を行使することができないものとする。元本の確定前に債務者のために又は債務者に代わって弁済をした者も、同様とするものとする。

20 イ 元本の確定前に債務の引受けがあったときは、根譲渡担保権者は、引受人の債務について、その根譲渡担保権を行使することができないものとする。

ウ 元本の確定前に免責的債務引受けがあった場合における債権者は、民法第472条の4第1項の規定にかかわらず、根譲渡担保権を引受人が負担する債務に移すことができないものとする。

25 エ 元本の確定前に債権者の交替による更改があった場合における更改前の債権者は、民法第518条第1項の規定にかかわらず、根譲渡担保権を更改後の債務に移すことができないものとする。元本の確定前に債務者の交替による更改があった場合における債権者も、同様とするものとする。

(7) 根譲渡担保権者又は債務者の合併

30 ア 元本の確定前に根譲渡担保権者について合併があったときは、根譲渡担保権は、合併の時に存する債権のほか、合併後存続する法人又は合併によって設立された法人が合併後に取得する債権を担保するものとする。

35 イ 元本の確定前にその債務者について合併があったときは、根譲渡担保権は、合併の時に存する債務のほか、合併後存続する法人又は合併によって設立された法人が合併後に負担する債務を担保するものとする。

ウ ア又はイの場合には、根譲渡担保契約における譲渡担保権設定者（以下「根譲渡担保権設定者」という。）は、担保すべき元本の確定を請求することができるものとする。ただし、イの場合において、その債務者が根譲渡担保権設定者であるときは、この限りでないものとする。

40 エ ウの規定による請求があったときは、担保すべき元本は、合併の時に確定したもの

とみなすものとする。

オ ウの規定による請求は、根譲渡担保権設定者が合併のあったことを知った日から2週間を経過したときは、することができないものとする。合併の日から1月を経過したときも、同様とするものとする。

5 (8) 根譲渡担保権者又は債務者の会社分割

ア 元本の確定前に根譲渡担保権者を分割をする会社とする分割があったときは、根譲渡担保権は、分割の時に存する債権のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社が分割後に取得する債権を担保するものとする。

10 イ 元本の確定前にその債務者を分割をする会社とする分割があったときは、根譲渡担保権は、分割の時に存する債務のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社が分割後に負担する債務を担保するものとする。

ウ (7)ウからオまでの規定は、(8)ア又はイの場合について準用するものとする。

15 (9) 根譲渡担保権の譲渡

ア 元本の確定前においては、根譲渡担保権者は、根譲渡担保権設定者の承諾を得て、その根譲渡担保権（極度額の定めがあるものに限る。イ及び(10)において同じ。）を譲り渡すことができるものとする。

20 イ 根譲渡担保権者は、その根譲渡担保権を二個の権利に分割して、その一方をアの規定により譲り渡すことができるものとする。この場合において、その根譲渡担保権を目的とする権利は、譲り渡した根譲渡担保権について消滅するものとする。

ウ イの規定による譲渡をするには、その根譲渡担保権を目的とする権利を有する者の承諾を得なければならないものとする。

25 (10) 根譲渡担保権の一部譲渡

元本の確定前においては、根譲渡担保権者は、根譲渡担保権設定者の承諾を得て、その根譲渡担保権の一部譲渡（譲渡人が譲受人と根譲渡担保権を共有するため、これを分割しないで譲り渡すことをいう。(11)において同じ。）をすることができるものとする。

(11) 根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡の対抗要件

30 ア 根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡は、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）の定めるところに従いその登記をしなければ、これをもって第三者に対抗することができないものとする。

35 イ 債権を目的とする根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡は、当該譲渡又は一部譲渡及びその譲渡又は一部譲渡につき登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が当該債権の債務者に登記事項証明書（特例法第11条第2項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、これをもって当該債務者に対抗することができないものとする。

(12) 根譲渡担保権の共有

40 ア 根譲渡担保権の共有者は、それぞれその債権額の割合に応じて弁済を受けるものとする。ただし、元本の確定前に、これと異なる割合を定め、又はある者が他の者に先立って弁済を受けるべきことを定めたときは、その定めに従うものとする。

イ 根譲渡担保権の共有者は、他の共有者の同意を得て、(9)アの規定によりその権利を譲り渡すことができるものとする。

(13) 根譲渡担保権の元本の確定請求

ア 根譲渡担保権設定者は、根譲渡担保契約に基づく財産の譲渡の時から3年を経過したときは、担保すべき元本の確定を請求することができるものとする。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時から2週間を経過することによって確定するものとする。

イ 根譲渡担保権者は、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができるものとする。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時に確定するものとする。

ウ ア及びイの規定は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、適用しないものとする。

(14) 根譲渡担保権の元本の確定事由

ア 次に掲げる場合には、根譲渡担保権の担保すべき元本は、確定するものとする。

(ア) 根譲渡担保権者が譲渡担保財産について強制執行、担保権の実行（担保権の実行としての競売の例による競売を含む。）又は7(1)後段若しくは(3)後段の規定による差押えを申し立てたとき。ただし、差押えがあったときに限る。

(イ) 根譲渡担保権者が譲渡担保財産に対して滞納処分による差押えをしたとき。

(ウ) 根譲渡担保権者が次に掲げるいずれかの事由があったことを知った時から2週間を経過したとき。

a 譲渡担保動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。（エ）において同じ。）による差押え（当該根譲渡担保権者の根譲渡担保権が集合動産譲渡担保権（第4、2(1)に規定する集合動産譲渡担保権をいう。以下このア及び第3、11において同じ。）である場合における当該根譲渡担保権に係る動産特定範囲（第4、1に規定する動産特定範囲をいう。以下この（ウ）及び第3、11(2)において同じ。）に属する動産に対する強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売又は担保権の実行としての競売の例による競売による差押えを除く。）

b 当該根譲渡担保権者の根譲渡担保権が集合動産譲渡担保権である場合における当該根譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産に対する強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売又は担保権の実行としての競売の例による競売における特別の先取特権、質権又は動産譲渡担保権に基づく配当要求

c 譲渡担保財産に対する滞納処分による差押え（当該根譲渡担保権者の根譲渡担保権が集合動産譲渡担保権である場合における当該根譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産に対する滞納処分による差押えを除く。）

(エ) 動産を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が譲渡担保動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売について配当要求をしたとき。

(オ) 根譲渡担保権者が帰属清算の通知（第9、1(1)ア（第11、2において準用する場合を含む。）に規定する帰属清算の通知をいう。（カ）において同じ。）又は処分清算譲渡（第9、2(1)ア（第11、2において準用する場合を含む。）に規定する処分清算

譲渡をいう。(カ)において同じ。)をしたとき。

(カ) 動産を目的とする根譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者が第9、3(1)の同意を得て帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたとき。

(キ) 集合動産譲渡担保権である根譲渡担保権の根譲渡担保権者が根譲渡担保権設定者
5 に対して第10、1(1)の規定による通知をしたとき。

(ク) 集合動産譲渡担保権である根譲渡担保権に劣後する集合動産譲渡担保権を有する
者が第10、2の同意を得て第10、1(1)の規定による通知をしたとき。

(ケ) 債権を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が第11、1(1)前段の規定により
譲渡担保債権に係る債務の履行を請求したとき。

10 (コ) 動産及び債権以外の財産(以下「その他の財産」という。)を目的とする根譲渡担
保権の根譲渡担保権者が第13、1において準用する第11、1(1)前段の規定により当
該根譲渡担保権の及ぶ債権に係る債務の履行を請求したとき。

(サ) 動産を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が譲渡担保動産について第15、
3(1)の規定による引渡命令を申し立てたとき。ただし、当該引渡命令が発せられた
15 ときに限る。

(シ) 動産を目的とする根譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者が
第15、5の同意を得て譲渡担保動産について第15、3(1)の規定による引渡命令を申
し立てたとき。ただし、当該引渡命令が発せられたときに限る。

(ス) 根譲渡担保権者又は債務者について相続が開始したとき。

20 (セ) 債務者又は根譲渡担保権設定者が破産手続開始の決定を受けたとき。

イ ア (ウ) aの強制執行若しくは担保権の実行としての競売による差押え、同bの強制
執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売若しくは担保権の実行として
の競売の例による競売による差押え若しくは同cの滞納処分による差押え、同(エ)の
強制執行若しくは担保権の実行としての競売による差押え、同(キ)若しくは同(ク)
25 の通知、同(サ)若しくは同(シ)の引渡命令又は同(セ)の破産手続開始の決定の効
力が消滅したときは、担保すべき元本は、確定しなかったものとみなすものとする。た
だし、元本が確定したものとしてその根譲渡担保権又はこれを目的とする権利を取得し
た者があるときは、この限りでないものとする。

(説明)

30 部会資料46においては、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売及び滞納
処分による差押えを、質権や譲渡担保権の実行と同様に扱い、これらの事由を知った時か
ら2週間の経過等により元本確定が生ずるものとしていた。本文ではこの点を以下のとお
り修正した。

35 後記第10、5(1)において、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売及び滞納
処分による差押えがあった場合を強制執行等と同様に扱い、集合動産譲渡担保権の固定化
が生じないこととする修正をした。これを踏まえ、根譲渡担保権の元本確定事由としても
これらの事由を強制執行等と同様に扱うこととし、集合動産譲渡担保権である根譲渡担
保権については、これらの事由によっては根譲渡担保権の元本が確定しないこととした。

40 また、部会資料46においては、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売によ
る差押えによって元本が確定することとされていたため、この競売手続において他の担保

権者が配当要求をしたことを別途元本確定事由とする必要はなかった。しかし、上記のとおり元本確定事由を修正したことから、集合動産譲渡担保権である根譲渡担保権については、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売において、特別の先取特権、質権又は動産譲渡担保権に基づく配当要求がされた場合に根譲渡担保権の元本が確定することとした。

第3 動産譲渡担保契約の効力

1 動産譲渡担保権の及ぶ範囲

動産譲渡担保権者は、動産譲渡担保権設定者が動産譲渡担保契約の締結後にその動産の常用に供するために附属させた他の動産であって動産譲渡担保権設定者の所有に属するものについても、動産譲渡担保権を行使することができるものとする。ただし、譲渡担保契約に別段の定めがある場合及び譲渡担保権設定者の行為について民法第424条第3項に規定する詐害行為取消請求をすることができる場合は、この限りでないものとする。

2 動産譲渡担保権者による果実の收取

動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があったときは、後に収穫すべき譲渡担保動産の天然果実についても、動産譲渡担保権を行使することができるものとする。

3 動産譲渡担保権設定者による譲渡担保動産の使用及び収益

- (1) 動産譲渡担保権設定者は、譲渡担保動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができるものとする。
- (2) 動産譲渡担保権設定者は、善良な管理者の注意をもって、譲渡担保動産の使用及び収益をしなければならないものとする。

4 妨害の停止の請求等

- (1) 動産譲渡担保権設定者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める請求をすることができるものとする。

ア 譲渡担保動産の使用又は収益を動産譲渡担保権設定者以外の者が妨害しされているとき その者に対する妨害の停止の請求

イ 譲渡担保動産の使用又は収益を動産譲渡担保権設定者以外の者が妨害すされるおそれがあるとき その者に対する妨害の予防の請求

ウ 譲渡担保動産を動産譲渡担保権設定者以外の者が占有しているとき その者に対する返還の請求

- (2) 動産譲渡担保権者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める請求をすることができる。

ア 第2、1に規定する権利の行使を動産譲渡担保権者以外の者が妨害しされているとき その者に対する妨害の停止の請求

イ 第2、1に規定する権利の行使を動産譲渡担保権者以外の者が妨害すされるおそれがあるとき その者に対する妨害の予防の請求

(説明)

(1)のア、イ、(2)のア、イと(1)ウとの間で表現の平仄をとることとし、民法第 605 条の 4 と同様に、妨害の主体をいずれにおいても記載することとした。

(2)において、(1)ウと同様の返還請求権に関する規定を設けていない。しかし、譲渡担保権の目的である動産を第三者が権原なく占有している場合には、動産譲渡担保権者が妨害停止請求として、その動産を設定者に返還するように請求することができる。さらに、設定者による目的物の適切な維持管理を期待することができない場合などには、動産譲渡担保権者への引渡しを請求することもできると解される（抵当権に関する最高裁平成 17 年 3 月 10 日判決民集 59 卷 2 号 356 号参照）。なお、集合動産譲渡担保権の動産特定範囲に属していた動産については、その動産特定範囲から逸出して第三者が占有しているということが生じ得る。この場合にも、動産特定範囲から逸出したことをもって担保権が及ばなくなると解すると、上記の妨害排除請求権の行使として設定者への返還又は譲渡担保権者への引渡しを請求することができないこととなり、譲渡担保権の効力を著しく弱めることとなるため、動産特定範囲からの逸出によって担保権（更には対抗力）が失われるものではないと解すべきであると思われる。

5 牽連性のある金銭債務のみを担保する動産譲渡担保権の対抗力

(1) 次に掲げる債務（その利息、違約金、権利の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を含む。11 において「牽連性のある金銭債務」という。）のみを担保する動産譲渡担保権は、譲渡担保動産の引渡しがなくとも、これをもって第三者に対抗することができるものとする。

ア 譲渡担保動産の代金債務

イ 譲渡担保動産の代金債務の債務者から委託を受けた者が当該代金債務を履行したことによって生ずるその者の当該債務者に対する求償権に係る債務

(2) (1)の場合において、6 及び 9 から 11 までの規定の適用については、動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡の時に民法第 183 条に規定する方法（以下「占有改定」という。）以外の方法で当該動産の引渡しがあったものとみなすものとする。

(説明)

狭義の牽連性担保権と集合動産譲渡担保権の優劣について

第 48 回会議において、集合動産譲渡担保権が設定されて対抗要件が具備された後、その設定者が動産を買って売主のためにその代金債務のみを被担保債権とする担保権を設定した場合に、これらの優劣関係がどのように決せられるかという問題が提起されたため、改めて整理して説明する。なお、以下では、目的物と牽連性のある債権のみを被担保債権とする担保権を「狭義の牽連性担保権」といい、牽連性のある担保権とそれ以外の債権が被担保債権に含まれる担保権と併せて「牽連性担保権」という。

後記 11 により、牽連性担保権は他の担保権に優先する（後記 11 柱書本文）一方、その優先については時的限界が設けられており（後記 11 柱書ただし書）、その時的限界までに牽連性のある担保権の担保権者が引渡しを受けなければ、後記 11 柱書本文による優先を受けられない。集合動産譲渡担保権と牽連性担保権との関係では、集合動産譲渡担保権者

に対して牽連性担保権の目的物が引き渡され、かつ、その動産特定範囲に加入した時より後に牽連性担保権者が引渡しを受けた場合には、牽連性担保権は、後記 11 柱書本文による優先を受けられない（したがって、後記 11 は、集合動産譲渡担保権と牽連性担保権との優劣に関しては、対抗要件具備時説ではなく加入時説を採ることを意味する。）。

5 後記 11 の定める時的限界は、11 各号に掲げる事由が生じた時より後に牽連性担保権者が引渡しを受けたときにはその優先を受けられないというものであるから、これらの事由が生じた時と牽連性担保権者が引渡しを受けた時が同時である場合には、なお優先権を与えられる。

10 対抗力ある集合動産譲渡担保権の設定者が動産を買い、直ちに引渡しを受けたときは、動産特定範囲の設定の在り方によっては、売買契約と同時に目的物が動産特定範囲に加入する（優先権の時的限界が到来する）ことがあり得る。しかし、売買契約と同時に所有権留保契約（又は譲渡担保契約）を締結し、引渡しを受けた場合には、集合動産譲渡担保権者が引渡しを受け、かつ、これが動産特定範囲に加入した時点と、牽連性担保権者が引渡しを受けた時点が同時であるから、牽連性担保権者は後記 11 柱書本文による優先権を失わない。同様に、狭義の牽連性担保権は、本項により、その設定契約と同時に占有改定以外の方法によって引渡しを受けたものとみなされるから、動産の売買契約と同時に所有権留保契約等を締結すれば、集合動産譲渡担保権者が引渡しを受け、目的物がその動産特定範囲に加入した時点と遅くとも同時に、引渡しを受けたことになる。このため、狭義の牽連性担保権は、この 5(2)の規律があることにより、集合動産譲渡担保権に対する優先権を失わない。

6 動産譲渡担保権の順位

25 同一の動産について数個の動産譲渡担保権が互いに競合する場合には、その動産譲渡担保権の順位は、その動産の引渡し（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産にあっては、登記又は登録）の前後によるものとする。

7 動産譲渡担保権の順位の変更

30 (1) 動産譲渡担保権の順位は、各動産譲渡担保権者の合意によって変更することができるものとする。ただし、利害関係を有する者がいるときは、その承諾を得なければならないものとする。

(2) (1)の規定による順位の変更は、特例法の定めるところに従いその登記をしなければ、その効力を生じないものとする。

(説明)

部会資料 46 からの変更はない。

35 順位が変更される譲渡担保権の間に登記以外の方法で対抗要件を具備した者がある場合について補足する。例えば、第 1 順位の動産譲渡担保権者 A（動産譲渡登記により対抗要件を具備）、第 2 順位の動産譲渡担保権者 B（動産譲渡登記以外の方法で対抗要件を具備）、第 3 順位の動産譲渡担保権者 C（動産譲渡登記により対抗要件を具備）があった場合において、第 1 順位を C、第 2 順位を B、第 3 順位を A と変更しようとする場合には、A 及び

Cの二者間の合意のみでAとCの順位を交換的に変更するのではなく、形式的な順位に変更のないBを含むA、B及びCの三者間の合意により、各動産譲渡担保権の順位を絶対的に変更することになると解される(抵当権の順位の変更についても同様に解されている)。Bが順位の変更の合意の主体であることからすれば、Bについても、順位の変更の合意の登記に含まれていなければ、順位の変更の合意の効力要件としての登記が備えられたとはいえないと解される。実質的にも変更後の順位は、対抗要件具備の前後ではなく、その合意の内容によって定められることになるが、Bについて登記がされていなければその内容は第三者からは不明瞭になり、登記を効力要件とすることによって公示性を高めようとした趣旨も達成することができない。このため、上記のような場合を含めて、譲渡担保権の順位の変更をするには、その合意の主体となる譲渡担保権者の譲渡担保権の全てについて、登記がされている必要がある。

8 動産譲渡担保権と先取特権との競合

- (1) 同一の動産について動産譲渡担保権と先取特権とが競合する場合には、動産譲渡担保権者は、民法第330条の規定による第1順位の先取特権者と同一の権利を有するものとする。
- (2) (1)の場合において、動産譲渡担保権者が数人あるときは、各動産譲渡担保権者は、(1)及び民法第332条の規定に従ってこれらの者が弁済を受けるべき金額の合計額について、6並びに9及び10の規定による順位に従って弁済を受けるものとする。

9 動産譲渡担保権と動産質権との競合

同一の動産について動産譲渡担保権と動産質権とが競合する場合には、その順位は、動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡についての引渡しと動産質権の設定の前後によるものとする。

10 占有改定で対抗要件を備えた動産譲渡担保権の順位の特例

- (1) 6及び9の規定にかかわらず、占有改定で譲渡担保動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権は、占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡し(特例法第3条第1項の規定により引渡しがあったものとみなされる場合を含む。)を受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権又は動産質権に劣後するものとする。
- (2) 動産譲渡担保権が占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡し(特例法第3条第1項の規定により引渡しがあったものとみなされる場合を除く。)を受けることにより対抗要件を備えたものであっても、その後に動産譲渡担保権設定者が当該譲渡担保動産を現に所持して占有したときは、(1)の適用については、占有改定で引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものとみなすものとする。

11 牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権の順位の特例

6及び8から10までの規定にかかわらず、牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権は、牽連性のある金銭債務を担保する限度において、競合する他の動産譲渡担保権又は動産質権に優先するものとする。ただし、動産譲渡担保権者が次に掲げる時のうち最

も早いものより後に譲渡担保動産の引渡しを受けたときは、この限りでないものとする。

(1) 他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権を除く。）の動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡し（占有改定によるものを除く。）を受けた時

(2) 他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権に限る。）の動産譲渡担保権者が第4、2(1)の引渡し（占有改定によるものを除く。）を受けた時又は譲渡担保動産が動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時

(3) 動産質権の設定時

(4) 譲渡担保動産が事業性融資の推進等に関する法律第6条8項に規定する担保目的財産に属した時

(説明)

1 (4)の追加について

部会資料46においては、牽連性担保権が他の担保権に優先するための要件として一定の時的限界を設け、その時的限界として、本文(1)から(3)までを掲げていた。これは、牽連性担保権が対抗要件を具備するまでに他の約定担保権が公示性の高い対抗要件を具備したときは、当該他の担保権を有する担保権者がその目的物から優先弁済権を受けられるという期待が生じるため、この期待を害しないよう、それより後に牽連性担保権が対抗要件を具備しても優先権を与えないこととしたものである。本文(1)から(3)までに掲げた譲渡担保権、集合動産譲渡担保権及び動産質権のほか、譲渡担保権と競合し得る約定担保権としては企業価値担保権がある。牽連性担保権の対抗要件具備よりも前に、その目的物について企業価値担保権者がその担保価値を確実に把握したいという期待が生じた場合は、これを保護する必要がある。そこで、(4)として、企業価値担保権について規定を設けることとした。

企業価値担保権は、債務者が会社の場合にのみ商業登記簿にその登記をすることによって設定することができ、設定がされた場合、その効力は、将来加入する財産も含め、債務者の総財産に及ぶとされている。その設定により将来加入する財産に及ぶという点では、企業価値担保権は集合動産譲渡担保権と共通する。そこで、集合動産譲渡担保権と同様に、牽連性担保権の目的である動産が企業価値担保権の目的である「総財産」に属することとなる前に、牽連性担保権が対抗要件を具備すれば、牽連性担保権としての優先性を維持することができるものとしている。ただし、集合動産譲渡担保権と異なり、企業価値担保権はその設定のために登記が必要であることから、牽連性担保権の目的である動産が企業価値担保権設定者の総財産に加入したが、その企業価値担保権の対抗要件が具備されていないという事態は生じない。このため、本文(4)においては、企業価値担保権の対抗要件具備時又は総財産への加入時のいずれか遅い方とするのではなく、担保目的財産である総財産への加入時のみを挙げている。

なお、本文の規律は、あくまで、牽連性担保権と他の動産譲渡担保権又は動産質権との競合に関する規定であり（牽連性担保権と企業価値担保権の優劣に関するものではない）、その順位の特例を定めるに当たり、牽連性担保権の優先性を維持することができる時的限界を同条ただし書各号において定めるものである。

2 牽連性担保権に優先権を与えるための要件について

第48回会議においては、牽連性担保権の成立等と被担保債権の成立とが同時である場

合に限定するなど、牽連性担保権に優先権が与えられる要件を限定すべきであるとの指摘があった。

この（説明）の前記1記載のとおり、現在の本文の規律においても、牽連性担保権に優先性が認められるための規律として、一定の時的限界が設けられている。この時的限界に後れて牽連性担保権が対抗要件を具備したときは、牽連性担保権が優先するという規律は、
5 それ以外の他の動産譲渡担保権又は動産質権との関係でも適用されない。例えば、牽連性担保権A、譲渡担保権B（牽連性なし）、譲渡担保権C（牽連性なし）が競合し、①Bが登記により譲渡担保権を設定し、②その後Aが占有改定により引渡しを受けたときは、牽連性担保権を優先させるという規律は、牽連性担保権Aと譲渡担保権Cとの関係でも適用
10 されないため、③その後譲渡担保権Cが登記により対抗要件を具備した場合、占有改定劣後ルールにより、CがAに優先する（仮に、AとCとの間で牽連性担保権を優先させる規律を適用した場合、占有改定劣後ルールは排除されるためAが優先するが、そのような立場を採らない。）。

このように、本文の規律でも、狭義の牽連性担保権の成立等と被担保債権の成立とが同時であるまでの必要はないが、一定の時的限界までに牽連性担保権が成立し、かつ、対抗要件を具備しなければならないこととされている。したがって、同時性を要件とすることとの違いは、被担保債権の成立と同時ではないが、他の担保権者が現れる前に設定された牽連性担保権について、他の担保権に対する優先権を与えるかどうかである。そして、既に設定されている集合動産譲渡担保権者との関係では、牽連性担保権は、この（説明）の上記1のとおり、同時性を法律上の要件としなくても、事実上、牽連性担保権が被担保債権と同時に設定され、かつ、対抗要件（ただし占有改定を含む。）を具備した場合に限り、優先することになるから、被担保債権の成立と同時ではないが、他の担保権者が現れる前に設定された牽連性担保権との順位が問題になるのは、牽連性担保権とその後設定される動産譲渡担保権や動産質権との関係である。

この点について検討すると、取引先等の担保権を優先させなければ仕入れ等が困難になり、事業の遂行に支障が生ずるという点を牽連性担保権を優先させる趣旨として重視するのであれば、設定と同時でなければ牽連性担保権の優先を得られないとすることが考えられる。しかし、これまでの議論においては、このほかにも、牽連性担保権の担保権者の信用供与によって目的物が債権者の財産を構成するに至ったことから、牽連性担保権を優先するのが公平であることなどもその趣旨として挙げられており、同時性を要件とするのが必然的であるとまではいえない。牽連性担保権を優先するための要件として同時性を要求することにより、牽連性担保権が設定された時点でまだ現れていない将来の譲渡担保権者や質権者が利益を受けることになるが、このような将来の担保権者にはまだ何らの利害関係や期待が生じているわけではないから、その利益を図る必要性があるかも疑問であるように思われる。

以上から、本文においては、部会資料46の提案を維持し、被担保債権の発生と牽連性担保権の設定等との同時性を要件としないこととしている。

12 転動産譲渡担保

(1) 動産譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができるものとする。

(2) 譲渡担保契約に基づく動産譲渡担保権の譲渡（以下「転動産譲渡担保権の設定」という。）は、特例法の定めるところに従いその登記（当該動産譲渡担保権の目的である動産が特例法第3条第1項の規定による譲渡の登記をすることによってはその譲渡を第三者に対抗することができないものである場合にあっては、当該動産の譲渡についての対抗要件。(3)において同じ。）を備えなければ、これをもって第三者に対抗することができないものとする。

(3) 動産譲渡担保権者が数人のために二以上の転動産譲渡担保権の設定をしたときは、これらの転動産譲渡担保権の設定を受けた者（以下「転動産譲渡担保権者」という。）の権利の順位は、登記の前後によるものとする。

(4) 転動産譲渡担保の設定は、民法第467条の規定に従い、動産譲渡担保権の被担保債権の債務者に転動産譲渡担保権の設定を通知し、又は当該債務者がこれを承諾しなければ、これをもって当該債務者、保証人、動産譲渡担保権設定者及びこれらの者の承継人に対抗することができないものとする。

(5) 動産譲渡担保権の被担保債権の債務者が(4)の規定により通知を受け、又は承諾をしたときは、転動産譲渡担保権者の承諾を得ないでした弁済は、当該転動産譲渡担保権者に対抗することができないものとする。

(6) (5)の規定は、動産を目的とする根譲渡担保権について転動産譲渡担保権の設定をした場合において、根譲渡担保権の被担保債権の債務者が元本の確定前にした弁済については、適用しないものとする。

(7) 転動産譲渡担保権の設定の登記がされた場合において、転動産譲渡担保権の設定及びその登記がされたことについて、転動産譲渡担保権者が動産譲渡担保権の被担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をしたときは、当該債務者について、(4)の規定による通知があったものとみなすものとする。

13 動産譲渡担保権と抵当権との競合

(1) 同一の農業用動産について動産譲渡担保権と抵当権とが競合する場合には、その順位は、動産譲渡担保契約に基づく農業用動産の譲渡についての引渡しと抵当権の登記の前後によるものとする。

(2) (1)の規定にかかわらず、占有改定で農業用動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権は、抵当権に劣後するものとする。

(3) 農業用動産を目的とする動産譲渡担保権が占有改定以外の方法で当該農業用動産の引渡し（特例法第3条第1項の規定により引渡しがあったものとみなされる場合を除く。）を受けることにより対抗要件を備えたものであっても、その後に動産譲渡担保権設定者が当該農業用動産を現に所持して占有したときは、(2)の規定の適用については、占有改定で引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものとみなすものとする。

(4) 同一の登録自動車について動産譲渡担保権と抵当権とが競合する場合には、その順位は、登録の前後によるものとする。

(説明)

本文(2)は、同一の農業用動産を目的とする抵当権と譲渡担保権が競合した場合について、前記10(1)と同様に、占有改定劣後ルールを定めている。前記10(1)の占有改定劣後ルールに

については、その潜脱を防止するため、いったん占有改定以外の方法で引渡しを受けても、その後設定者が現実に占有を回復した場合には、占有改定で引渡しを受けたものとみなすというルールを併せて設けている（前記 10(2)）。同一の農業用動産を目的とする抵当権についても同様の趣旨が妥当することから、前記 10(2)と同様の規律を設けることとした。

5

第4 集合動産譲渡担保契約の効力

1 特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約

動産譲渡担保契約は、次に掲げる事項を指定することにより、将来において属する動産を含むものとして定められた範囲（以下「動産特定範囲」という。）によって特定された動産（以下「特定範囲所属動産」という。）を、一体として、その目的とすることができるものとする。

10

(1) 譲渡担保動産の種類

(2) 譲渡担保動産の所在場所その他の事項

15

2 集合動産譲渡担保権についての対抗要件の特例

(1) 特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約（以下「集合動産譲渡担保契約」という。）に基づく動産譲渡担保権（以下「集合動産譲渡担保権」という。）を有する者（以下「集合動産譲渡担保権者」という。）は、動産特定範囲に属する動産の全部の引渡しを受けたときは、当該特定範囲に将来において属する動産（(2)において「特定範囲加入動産」という。）についても、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することを第三者に対抗することができるものとする。

20

(2) 同一の動産について集合動産譲渡担保権と他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権を除く。）又は動産質権とが競合する場合において、当該他の動産譲渡担保権に係る動産譲渡担保権当初設定者（動産譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保動産を譲渡した者をいう。以下同じ。）又は動産質権を設定した者がその動産譲渡担保契約の締結又は質権の設定の時点における当該集合動産譲渡担保権に係る動産譲渡担保権設定者以外の者であるときは、(1)の特定範囲加入動産についての第3、6及び9の規定の適用については、集合動産譲渡担保権者が(1)の引渡しを受けた時又は当該特定範囲加入動産が動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時に引渡しを受けたものとみなすものとする。

25

30

3 集合動産譲渡担保権設定者による特定範囲所属動産の処分

(1) 集合動産譲渡担保契約における動産譲渡担保権設定者（以下「集合動産譲渡担保権設定者」という。）は、特定範囲所属動産の処分をすることができるものとする。ただし、集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知ってしたときは、処分の効力を生じないものとする。

35

(2) (1)本文にかかわらず、集合動産譲渡担保契約における別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(3) 集合動産譲渡担保権設定者が、(1)ただし書に定める処分をし、又は(2)の別段の定めによる処分権限の範囲（以下「権限範囲」という。）を超えて動産特定範囲に属する動産の処分をした場合における民法第192条の規定の適用については、同条中「善意であり、

40

かつ、過失がないときは」とあるのは、「善意であるときは」とするものとする。

- (4) 集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知って特定範囲所属動産の処分をするおそれがあるとき、又は権限範囲を超えて特定範囲所属動産の処分をするおそれがあるときは、集合動産譲渡担保権者は、その予防を請求することができるものとする。

4 動産の補充等による価値の維持義務

集合動産譲渡担保権設定者は、正当な理由がある場合を除き、動産特定範囲に属する動産の補充その他の方法によって、特定範囲所属動産の一体としての価値を、集合動産譲渡担保権者を害しないと認められる範囲を超えて減少することのないように維持しなければならないものとする。

5 集合動産譲渡担保権に基づく物上代位等

第2、7にかかわらず、集合動産譲渡担保権者は、集合動産譲渡担保権設定者が4の義務（動産の補充等による価値の維持義務）を履行できると認められる間は、特定範囲所属動産の売却、滅失又は損傷によって集合譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対し、集合動産譲渡担保権を行使することができないものとする。ただし、集合譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知ってした行為又は権限範囲を超えてした行為によって受けるべき金銭その他の物に対しては、この限りでないものとする。

6 動産特定範囲に動産を属させる行為に関する詐害行為取消請求

集合動産譲渡担保権設定者が動産を動産特定範囲に属させた場合には、その動産を目的とする担保の供与があったものとみなして、民法第424条の3の規定を適用するものとする。

第5 債権譲渡担保契約の効力

1 混同の特例

ある債権の債務者が債権譲渡担保契約に基づき当該債権の譲渡を受けた場合には、民法第520条本文の規定にかかわらず、当該債権は消滅しないものとする。

2 譲渡担保債権の第三債務者の弁済等

(1) 第三債務者は、債権譲渡担保契約に基づく債権の譲渡について債権譲渡担保権設定者が民法第467条第1項の規定による通知をし、又は第三債務者が同項の規定による承諾をした時より後に債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる事由をもって債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができるものとする。この場合において、債権譲渡担保権者は、被担保債権の弁済期が到来するまでは、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた給付の価額に相当する金銭を支払うことを要しないものとする。

(2) (1)前段の場合において、被担保債権の弁済期が到来したときは、債権譲渡担保権者は、

債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた給付の価額から被担保債権の額を控除した残額を支払わなければならないものとする。

5 (3) (2)の場合において、債権譲渡担保権設定者が、債権譲渡担保権当初設定者（債権譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保債権を譲渡した者をいう。以下同じ。）が有していた譲渡担保債権についての権利を譲り受けた者であるとき（債権譲渡担保権者が当該債権譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、債権譲渡担保権者は、当該債権譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該債権譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該債権譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対する(2)の残額の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって当該債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができるものとする。

15 (4) 譲渡担保債権が金銭債権である場合において、被担保債権についての不履行が生ずる前に当該譲渡担保債権の弁済期が到来したときは、債権譲渡担保権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができるものとする。この場合において、債権譲渡担保権は、その供託金について存在するものとする。

20 (5) 譲渡担保債権が動産の引渡しを目的とするものである場合において、債権譲渡担保権者が弁済としてその動産の引渡しを受けたときは、債権譲渡担保権者は、債権譲渡担保権設定者との間で、その債権譲渡担保権の被担保債権を担保するため、その動産を目的とする動産譲渡担保契約を締結したものとみなすものとする。この場合においては、(2)及び第 11、1(1)後段の規定は、適用しないものとする。

3 債権譲渡担保権の順位

25 同一の債権について数個の債権譲渡担保権が互いに競合する場合には、その債権譲渡担保権の順位は、民法第467条第2項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾の前後による。

4 債権譲渡担保権と債権を目的とする質権との競合

30 同一の債権について債権譲渡担保権と質権とが競合する場合には、その順位は、債権譲渡担保契約に基づく債権の譲渡についての民法第 467 条第 2 項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾又は質権の設定についての同法第 367 条の規定によりその規定に従うこととされる同法第 467 条第 2 項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾との前後によるものとする。

5 債権譲渡担保権の順位の変更

35 (1) 債権譲渡担保権の順位は、各債権譲渡担保者の合意によって変更することができるものとする。ただし、利害関係を有する者がいるときは、その承諾を得なければならないものとする。

(2) (1)の規定による順位の変更は、特例法の定めるところに従いその登記をしなければ、その効力を生じないものとする。

40 (3) (1)の規定による順位の変更は、当該順位の変更及びその順位の変更につき登記がされ

たことについて、いずれかの債権譲渡担保者が譲渡担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、当該債務者に対抗することができないものとする。

5 6 転債権譲渡担保

- (1) 債権譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができるものとする。
- (2) 第3、12(2)から(7)までの規定は、譲渡担保契約に基づく債権譲渡担保権の譲渡（以下この6において「転債権譲渡担保権の設定」という。）について準用するものとする。この場合において、第3、12(2)中「当該動産譲渡担保権の目的である動産が特例法第3条第1項の規定による譲渡の登記をすることによってはその譲渡を第三者に対抗することができないものである場合にあっては、当該動産の譲渡についての対抗要件」とあるのは「当該債権譲渡担保権の目的である債権が特例法第4条第1項の規定による譲渡の登記をすることによっては当該債権の譲渡を第三者に対抗することができないものである場合にあっては、当該債権の譲渡についての対抗要件」と、第3、12(3)、(5)及び(7)中「転動産譲渡担保権者」とあるのは「転債権譲渡担保権者」と読み替えるものとする。
- (3) 転債権譲渡担保権の設定は、民法第467条の規定に従い、譲渡担保債権の債務者に通知をし、又は当該債務者がこれを承諾しなければ、これをもって当該債務者に対抗することができないものとする。
- (4) 転債権譲渡担保権の設定の登記がされた場合において、転債権譲渡担保権の設定及びその登記がされたことについて、転債権譲渡担保権者が譲渡担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をしたときは、当該債務者について、(3)の規定による通知があったものとみなす。

7—動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の対抗要件の特例

~~【P】~~

(説明)

- 1 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権については、確定日付のある証書による通知又は承諾なくして第三者に対抗することができること、動産の引渡しを受ければ私的実行が終了するなどの動産譲渡担保権に関する規律を適用することを提案した。これは、ファイナンス・リースを念頭に置き、①担保取引であること、②担保権の目的は動産の所有権ではないこと、③私的実行をすることができること、④確定日付のある証書による通知又は承諾がなくても破産管財人等の第三者に担保権を対抗することができることを全て成立させる明確な法律構成がないことから、このような法律構成を提供することができる制度を創設しようとするものであった。すなわち、①から③までと整合的に当事者の合理的意思を解釈すれば、現行法の下でも、動産利用権を目的とする債権譲渡担保権であると性質決定すべき取引が存在していると考えられる。しかし、債権譲渡担保権であることと④は両立しない。そこで、上記のような法整備を行うことにより、①から④までの全てを明快に説明することを可能とし、併せて、引渡しを受けることによって2週間の経過を待たずに実行が終了することとしたり、引渡命令を活用し得ることにより、私的実行の利便性を高めようとしたものである。

2 これに対しては、第 49 回部会においても、前記のような提案が実現すれば、①リース会社の残リース料債権は別除権付き債権となり、大幅な債権カットが予想されることから、リース会社はユーザーの与信判断を慎重に行うことになること、②中小企業のリース取引の会計上の扱いが貸借として処理されていることの妥当性について議論が生ずる可能性
5 があることなどを理由として反対する意見があった。

しかし、繰り返し述べているとおり、前記の提案は、現在のファイナンス・リースの法的性質を決定したり変更したりするものではなく、現行法上も動産利用権を目的とする譲渡担保と性質決定される取引を対象とするものである。したがって、その適用対象となる取引に基づくリース会社の債権は、現在でも、ユーザーが倒産すれば別除権付き債権等
10 と扱われるものであり、前記の提案により、それに基づく債権が倒産法上別除権付き債権等と扱われる取引の範囲が拡大するものではない。

また、会計基準についても、前記の提案は、現状の取引の法的性質を変更するものではないから、現状において動産利用権を目的とする譲渡担保と性質決定される取引が貸借として処理されており、かつ、それが適切なものとして認められているのであれば、前記
15 の提案が実現したとしても同様に適切な会計処理として認められるはずである。

以上からすれば、前記の提案により、ユーザーについて倒産手続が開始した場合にリース会社の残リース料債権が大幅にカットされることや、会計基準の妥当性について議論が生ずる可能性があることなどについては、その合理性には疑問がある。

3 もっとも、現時点においても部会においては前記 1 の提案については賛否が分かれている状況であり、部会のコンセンサスが得られる見込みは乏しい。また、前記 1 の提案は、動産利用権を目的とする譲渡担保権において、債権譲渡担保権の原則に比べて担保権者を有利に扱う提案であるが、担保権者の立場にあることが想定されるリース事業者から反対が示されている。そこで、本文においては前記 1 の提案を取り上げないこととした。

25 第 6 集合債権譲渡担保契約の効力

1 集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て

(1) 譲渡担保債権の発生日の始期及び終期、発生原因その他の事項を指定することにより将来において属する債権をも含むものとして定められた範囲(以下「債権特定範囲」という。)によって特定された債権(以下「特定範囲所属債権」という。)を一括して目的とする債権譲渡担保契約(以下「集合債権譲渡担保契約」という。)における債権譲渡担保権設定者(以下「集合債権譲渡担保権設定者」という。)は、集合債権譲渡担保契約に債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる旨の定めがあるときは、当該債権特定範囲に属する債権を取り立てることができるものとする。

(2) 第 5、2(1)後段の規定は、(1)の規定により集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲
35 に属する債権を取り立てることができる場合には、適用しないものとする。

2 集合動産譲渡担保契約の効力の規定の準用

(1) 第 4、4 の規定は、第 6、1(1)の規定により債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる集合債権譲渡担保権設定者について準用するものとする。この場合において、
40 第 4、4 中「特定範囲所属動産の一体としての価値」とあるのは「特定範囲所属債

権を一括した価値」と、「集合動産譲渡担保権者」とあるのは「第12、1に規定する集合債権譲渡担保権者」と読み替えるものとする。

(2) 第4、6の規定は、集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を発生させた場合について準用するものとする。

5

第7 その他の財産を目的とする譲渡担保契約の効力

1 その他の財産を目的とする譲渡担保権の順位

同一のその他の財産について数個の譲渡担保権が互いに競合する場合には、その譲渡担保権の順位は、当該財産の譲渡についての対抗要件を備えた時の前後によるものとする。

10

2 その他の財産を目的とする譲渡担保権と質権との競合

同一のその他の財産について譲渡担保権と質権とが競合する場合には、その順位は、当該財産の譲渡についての対抗要件を備えた時と当該質権の設定についての対抗要件を備えた時の前後によるものとする。

15

3 その他の財産の転譲渡担保

(1) その他の財産を目的とする譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができるものとする。

20

(2) 第3、12(2)から(6)までの規定は、譲渡担保契約に基づくその他の財産を目的とする譲渡担保権の譲渡（以下「その他の財産の転譲渡担保権の設定」という。）について準用するものとする。この場合において、第3、12(2)中「特例法の定めるところに従いその登記（当該動産譲渡担保権の目的である動産が特例法第3第1項の規定による譲渡の登記をすることによってはその譲渡を第三者に対抗することができないものである場合にあっては、当該動産の譲渡についての対抗要件。(3)において同じ。）」とあるのは「当該その他の財産の譲渡についての対抗要件」と、第3、12(3)中「登記の前後」とあるのは「当該その他の財産の譲渡についての対抗要件を備えた時の前後」と、第3、12(3)及び(5)中「転動産譲渡担保権者」とあるのは「その他の財産の転譲渡担保権者」と読み替えるものとするものとする。

25

(3) その他の財産の転譲渡担保権の設定については、(1)及び(2)に規定するもののほか、その性質に反しない限り、第5、6(3)の規定を準用するものとする。

30

4 動産譲渡担保契約及び債権譲渡担保契約の効力の規定の準用

その他の財産を目的とする譲渡担保契約の効力については、その性質に反しない限り、第7に定めるもののほか、第5及び第6（第5、3から第5、6までを除く。）第3、2並びに第5、1及び第5、2の規定を準用するものとする。

35

(説明)

部会資料 46 においては、動産譲渡担保契約に関する規律のうち果実に関する規律（第3、2）を準用していたが、第3、2を天然果実に関する規律に改めたことにより、その他の財産について準用するには適しなかったと考えられる。そこで、果実に関する規律を除外し、見出しからも「動産譲渡担保契約」を削除した。

40

部会資料 46 では、動産及び債権以外の財産を目的とする譲渡担保権については、担保目的財産の消滅と事業の継続による新たな担保目的財産の発生が繰り返されることを予定して、譲渡担保権設定者が将来取得する財産をも目的として譲渡担保権を設定することは通常想定し難いことから、集合債権譲渡担保権に関する規定を準用の対象から除外していた。これに対し、部会では、そのような財産も存在し得ることやその他の財産に関する制度の将来的な発展可能性も考慮して、その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行について、集合債権譲渡担保権の実行に関する規律も準用すべきとの意見があった。これを踏まえ、集合債権譲渡担保権の実行に係る規律も準用の対象とすることとし、準用の必要のないものを個別に除外する形に改めた。

第8 適用除外

- 1 第3、5及び9から11まで、並びに第4の規定は、登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産を目的とする動産譲渡担保契約については、適用しないものとする。
- 2 第2、10(9)から(11)まで、第3、7及び第5、5の規定は、特例法第3条第1項又は第4条第1項の規定による譲渡の登記をすることによってはその譲渡を第三者に対抗することができない財産を目的とする譲渡担保契約については、適用しないものとする。

第9 動産譲渡担保権の実行

1 動産譲渡担保権の帰属清算方式による実行

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当するに至ったときは、動産譲渡担保権の被担保債権は、その時（以下「帰属清算時」という。）における譲渡担保動産の価額の限度において消滅するものとする。

ア 被担保債権について不履行があった後に動産譲渡担保権者が動産譲渡担保権設定者に対して次に掲げる事項の通知（以下「帰属清算の通知」という。）をしたこと。

（ア）譲渡担保動産をもって被担保債権の弁済に充てること。

（イ）帰属清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠

（ウ）帰属清算時における被担保債権の額

イ 帰属清算の通知の日から2週間を経過したこと又は当該帰属清算の通知をした子の動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡しを受けたこと。

ウ 帰属清算の通知の後イに該当するに至るまでの間に当該動産譲渡担保権について次に掲げる裁判があったときは、当該裁判命令（以下このウ及び2(1)ウにおいて「中止の命令等」という。）が発せられたときは、当該中止の命令等が効力を失ったこと。

（ア）動産譲渡担保権の実行の手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判民事再生法第31条第1項の規定による中止の命令

（イ）動産譲渡担保権の実行を一時禁止する裁判会社更生法第24条第1項（同法第44条第2項並びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下「更生特例法」という。）第19条（更生特例法第31条において準用する会社更生法第44条第2項において準用する場合を含む。（ウ）及び第16において同じ。）及び第184条（更生特例法第196条において準用する会社更生法第44条第2項において準用

する場合を含む。(ウ)及び第16において同じ。)において準用する場合を含む。
第16、1(4)において同じ。)の規定による中止の命令

~~(ウ) 会社更生法第25条第1項(同法第44条第2項並びに更生特例法第19条及び
第184条において準用する場合を含む。)の規定による禁止の命令~~

~~(エ) 会社法第516条の規定による中止の命令~~

~~(オ) 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(以下「承認援助法」という。)第27
条第1項の規定による中止の命令~~

(2) (1)ア(イ)の譲渡担保動産の見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならぬものとする。

(3) 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利を譲り受けた者であるとき(動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。)は、動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権当初設定者(当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者)に対してした帰属清算の通知は、当該動産譲渡担保権設定者に対してしたものとみなすものとする。

(4) 動産譲渡担保権者は、帰属清算時における譲渡担保動産の価額が帰属清算時における被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭(以下「帰属清算金」という。)を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならないものとする。この場合において、当該動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利を譲り受けた者であるとき(当該動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。)は、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権当初設定者(当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者)に対する帰属清算金の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって当該動産譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができるものとする。

(5) 民法第533条の規定は、帰属清算金の支払の債務((1)ア(イ)の見積価額が同(ウ)の被担保債権の額を超える場合のその差額が帰属清算金の額に満たないときは、当該差額に相当する部分に限る。(6)において同じ。)と譲渡担保動産の引渡しの債務の履行について準用するものとする。

(6) 動産譲渡担保権設定者は、帰属清算金の支払の債務の弁済を受けるまで、譲渡担保動産を留置することができるものとする。

(説明)

1 部会資料46においては、(1)ウにおいて、民事再生法等に規定する担保権の実行手続の中止命令等を個別の根拠規定を引用する形で列挙して掲げていた。現行法の他の類似箇所の記載ぶりに合わせ、第15、8(1)ア及びイと同様に、個別に列挙することはせずに包括的に規定する形に修正している。

2 部会では、第9、1(6)について、「動産譲渡担保権設定者は～弁済を受けるまで」とあるところ、同(4)後段の規律により当初設定者に対して帰属清算金の支払をすることもできる

ことからすれば、表現を修正すべきではないかとの指摘があった。もともと、同(4)では、動産譲渡担保権設定者に対して帰属清算金を支払わなければならないものとした上で、動産譲渡担保権当初設定者に対する帰属清算金の支払の債務の弁済をもって動産譲渡担保権設定者に対抗することができるものとしているから、動産譲渡担保権当初設定者に対して
5 帰属清算金が支払われたときは、動産譲渡担保権設定者が帰属清算金の支払の債務の弁済を受けたものとして扱われることになる。このことに加えて、現行法上の留置権に係る規定では一般に「弁済を受けるまで」という表現が用いられていることを踏まえ、上記の表現については修正をしていない。

10 2 動産譲渡担保権の処分清算方式による実行

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当するに至ったときは、動産譲渡担保権の被担保債権は、その時（以下「処分清算時」という。）における譲渡担保動産の価額の限度において消滅するものとする。

15 ア 被担保債権について不履行があった後に動産譲渡担保権者が第三者に対して譲渡担保動産のを第三者に譲渡（以下「処分清算譲渡」という。）をしたこと。

イ (2)の通知の日から2週間を経過したこと又は処分清算譲渡をした子の動産譲渡担保権者若しくは処分清算譲渡を受けた第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けたこと。

15 ウ 子の譲渡（以下「処分清算譲渡」という。）の後イに該当するに至るまでの間に当該動産譲渡担保権について1(1)ウ（ア）又は（イ）に掲げる裁判があったときは、当該裁判中止の命令等が発せられたときは、当該中止の命令等が効力を失ったこと。

20 (2) 動産譲渡担保権者は、処分清算譲渡をしたときは、遅滞なく、動産譲渡担保権設定者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないものとする。

ア 処分清算譲渡をしたこと。

イ 処分清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠

25 ウ 処分清算時における被担保債権の額

(3) (2)イの譲渡担保動産の見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならないものとする。

(4) 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利を譲り受けた者であるとき（動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対してした(2)の通知は、当該動産譲渡担保権設定者に対してしたものとみなすものとする。

35 (5) 動産譲渡担保権者は、処分清算時における譲渡担保動産の価額が処分清算時における被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭（以下「処分清算金」という。）を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならないものとする。この場合において、当該動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利を譲り受けた者であるとき（当該動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡

担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対する処分清算金の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって当該動産譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができるものとする。

(6) 民法第 533 条の規定は、処分清算金の支払の債務（(2)イの見積価額が同ウの被担保債権の額を超える場合のその差額が処分清算金の額に満たないときは、当該差額に相当する部分に限る。(7)において同じ。）と譲渡担保動産の引渡しの債務の履行について準用するものとする。

(7) 動産譲渡担保権設定者は、処分清算金の支払の債務の弁済を受けるまで、譲渡担保動産を留置することができるものとする。

3 後順位の動産譲渡担保権者による実行

(1) 後順位の動産譲渡担保権者（当該動産譲渡担保権者の動産譲渡担保権に優先する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者がいる場合における当該動産譲渡担保権者をいう。以下同じ。）がした帰属清算の通知又は処分清算譲渡は、当該後順位の動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に優先する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者（転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。）の全員の同意を得なければ、その効力を生じないものとする。

(2) 後順位の動産譲渡担保権者が(1)の同意を得て帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした場合における 1 及び 2 の規定の適用については、1(1)及び2(1)中「動産譲渡担保権の被担保債権は」とあるのは、「アに規定する帰属清算の通知をした~~の~~動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権及びこれに優先する動産譲渡担保権の各被担保債権は、その順位に従って」と、2(1)中「動産譲渡担保権の被担保債権は」とあるのは「アに規定する処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権及びこれに優先する動産譲渡担保権の各被担保債権は、その順位に従って」とするものとする。

(3) (2)に規定する場合において、各動産譲渡担保権の被担保債権の消滅すべき順位又は額について当該各動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者（転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。）間に合意が成立し、かつ、後順位の動産譲渡担保権者が帰属清算時又は処分清算時以前に債務者及び動産譲渡担保権設定者に対してその合意の内容を通知したときは、(2)の規定により読み替えて適用する 1(1)又は 2(1)の規定にかかわらず、各動産譲渡担保権の被担保債権は、その合意された順位又は額に従って消滅するものとする。

(4) 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利を譲り受けた者であるとき（動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対してした(3)の通知は、当該動産譲渡担保権設定者に対してしたものとみなすものとする。

(5) (1)の同意をした動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権の被担保債権で確定期限の到来していないものは、(2)の規定により読み替えて適用する1(1)若しくは2(1)又は(3)の規定の適用については、弁済期が到来したものとみなすものとする。

(6) (5)の被担保債権が無利息であるときは、帰属清算時又は処分清算時から(5)の確定期限までの帰属清算時又は処分清算時における法定利率による利息との合算額がその被担保債権の額となるべき元本額をその被担保債権の額とみなすものとする。

4 帰属清算方式又は処分清算方式による実行に必要な行為の受忍義務

動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡に必要な行為をしようとするときは、動産譲渡担保権設定者は、これを拒むことができないものとする。

5 動産譲渡担保権者による他の動産譲渡担保権者等に対する通知

(1) 動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡につき動産譲渡登記（特例法第3条第2項に規定する動産譲渡登記をいう。以下同じ。）がされた動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があり、かつ、譲渡担保動産の引渡しを受けたとき（譲渡担保動産の引渡しに先立って帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした場合にあっては、帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたとき）は、遅滞なく、その時にその動産譲渡登記の競合担保登記目録（第24、2(3)アの競合担保登記目録をいう。）に特定事項（同ウに規定する特定事項をいう。）が記録されている他の動産譲渡登記又は所有権留保登記（同3(1)に規定する所有権留保登記をいう。）において動産譲渡担保権者又は留保売主等として登記されている全ての者（同2(2)イに規定する転譲渡担保権者が登記されている場合にあっては、当該転譲渡担保権者を含む。）に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

(2) (1)の規定による通知は、通知を受ける者の動産譲渡登記ファイル（特例法第7条第1項に規定する動産譲渡登記ファイルをいう。以下同じ。）上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りるものとする。

6 清算金の支払に関する処分の禁止

(1) 帰属清算金又は処分清算金の支払を目的とする債権については、帰属清算時又は処分清算時まで、譲渡その他の処分をすることができないものとする。

(2) 帰属清算時又は処分清算時の前に帰属清算金又は処分清算金の支払の債務が弁済された場合には、その弁済をもって帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に劣後する先取特権、質権又は動産譲渡担保権を有する者に対抗することができないものとする。

第10 集合動産譲渡担保権の実行

1 集合動産譲渡担保権の実行

(1) 集合動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、集合動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとするときは、その旨を集合動

産譲渡担保権設定者に通知しなければならないものとする。

- (2) (1)の規定による通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権及び当該集合動産譲渡担保権に競合する集合動産譲渡担保権は、当該通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達した後に動産特定範囲（当該通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲をいう。以下この1において同じ。）に属するに至った動産には及ばないものとする。
- (3) (1)の規定による通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達したときは、当該集合動産譲渡担保権設定者は、第4、3(1)本文及び同(2)の規定にかかわらず、動産特定範囲に属する動産（(2)の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。）の処分をすることができないものとする。
- (4) (1)の規定による通知が到達した時に動産特定範囲に属していた動産と外形上区別することができる状態で保管する方法により分別して管理されていない動産は、当該通知が到達した時に当該動産特定範囲に属していたものと推定するものとする。
- (5) 集合動産譲渡担保権者が、(1)の規定による通知において、特定範囲所属動産のうち、更に第4、1に掲げる事項を指定することにより定められた範囲に属する動産についてのみ帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとする旨を示したときは、(1)の規定による通知の効力は、その定められた範囲にのみ生ずるものとする。
- (6) (2)の規定に反する特約は、無効とするものとする。

(説明)

部会では、集合動産譲渡担保権者が部会資料46、第10、1(1)の通知をしたことにより固定化が生じた後に、当該集合動産譲渡担保権者が実行のための保全処分の執行をした場合において、その保全処分の執行については、同4のルールが適用され、当該集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権の動産特定範囲を超えて他の集合動産譲渡担保権の固定化は生ずることはないと考えてよいのか、それとも、同5のルールが適用され、当該集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権の動産特定範囲を超えて他の集合動産譲渡担保権の固定化が生ずることとなるのか、との質問があった。

集合動産譲渡担保権は、将来において属する動産を含むものとして定められた範囲によって特定された動産を一体として目的とするものであって（第4、1）、将来において属する動産をも対象とするものであることがその本質的な要素となっている。したがって、集合動産譲渡担保権の動産特定範囲の一部について固定化が生じ、集合動産譲渡担保権が将来において当該部分に属する動産に対して及ばないこととなった場合には、当該部分については上記のような本質的な要素が失われる結果、当該集合動産譲渡担保権のうち固定化した動産を目的とする部分と、流動性が維持されている動産を目的とする部分とは、性質を異にすることとなると解される。そうすると、それ以後、これを一体としてその全部に同様の規律を適用することは適切ではなく、いわば特定動産を目的とする担保権と集合動産を目的とする担保権に分割されたのと同様に捉えて、それぞれの部分について性質に応じた規律を適用すべきであると解される。

この理解を前提とすると、上記の質問については、次のように考えられる。実行通知による固定化によって当該実行通知を送付した集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権の動産特定範囲の限度で他の集合動産譲渡担保権についても固定化が生ずるため

(第 10、1(2))、当該他の集合動産譲渡担保権は、固定化した部分を目的とする担保権とそれ以外の部分を目的とする集合動産譲渡担保権の二つにいわば分割されたように理解することとなる。実行通知を送付した集合動産譲渡担保権者が更に実行のための保全処分の執行をしたとしても、その目的となる動産が上記のそれ以外の部分を目的とする集合動産譲渡担保権の動産特定範囲に含まれることはない以上（実行通知の送付に係る集合動産譲渡担保権の動産特定範囲と上記のそれ以外の部分を目的とする集合動産譲渡担保権の動産特定範囲は重複しない）、部会資料 46、第 10、4 及び 5 のいずれのルールを適用するかにかかわらず、上記のそれ以外の部分を目的とする集合動産譲渡担保権について固定化は生じないことになる。

2 後順位の集合動産譲渡担保権者による実行

複数の集合動産譲渡担保契約の動産特定範囲が重複するときは、後順位の集合動産譲渡担保権者（その重複する部分につき当該集合動産譲渡担保権者の集合動産譲渡担保権に優先する集合動産譲渡担保権を有する集合動産譲渡担保権者がいる場合における当該集合動産譲渡担保権者をいう。以下この 2 において同じ。）がした 1(1)の規定による通知は、その重複する部分につき当該後順位の集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に優先する集合動産譲渡担保権を有する集合動産譲渡担保権者（転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。）の全員の同意を得なければ、当該重複する部分については、その効力を生じないものとする。

3 通知の撤回

(1) 1(1)の規定による通知をした集合動産譲渡担保権者は、集合動産譲渡担保契約の動産特定範囲に属する動産の全部又は一部について帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするまでの間は、集合動産譲渡担保権設定者の承諾を得て、1(1)の規定による通知を撤回することができるものとする。

(2) (1)の規定による通知の撤回は、当該通知が到達した時に遡ってその効力を生ずるものとする。ただし、第三者の権利を害することはできないものとする。

4 集合動産譲渡担保権者による動産特定範囲に属する動産に対する差押え等

(1) 集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて次のアからウまでに掲げる行為をしたときは、当該集合動産譲渡担保権は、その後に当該アからウまでに定める範囲に属するに至った動産には及ばないものとする。当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲と他の集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲が重複する場合における当該他の集合動産譲渡担保権についても、同様とするものとする。

ア 担保権の実行としての競売による差押え 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲のうち当該差押えの場所に含まれる範囲

イ 強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売又は担保権の実行としての競売の例による競売における配当要求 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲のうちその差押えの場所に含まれる範囲

ウ 第 15、2(1)イ若しくはウに掲げる保全処分を命ずる決定又は第 15、3(1)の規定によ

る引渡命令の執行 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲のうち当該執行の場
所に含まれる範囲

5 (2) 集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて(1)アからウまでに掲げる行為
をしたとき（同イに掲げる行為をした場合にあっては、集合動産譲渡担保権設定者が当
該行為があったことを知ったとき）は、集合動産譲渡担保権設定者は、第4、3(1)本文
及び同(2)の規定にかかわらず、当該アからウまでに定める範囲に属する動産（(1)の規定
により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。）の処分をすることができないもの
とする。

10 (3) 集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて(1)アからウまでに掲げる行為
をした時（同イに掲げる行為をした場合にあっては、集合動産譲渡担保権設定者が当該
行為があったことを知った時）に当該アからウまでに定める範囲に属していた動産と外
形上区別することができる状態で保管する方法により分別して管理されていない動産は、
当該行為があった時（同イに掲げる行為があった場合にあっては、集合動産譲渡担保権
設定者が当該行為があったことを知った時）に当該アからウまでに定める範囲に属して
15 いたものと推定するものとする。

(4) (1)ア若しくはイに規定する差押え又は同ウに規定する執行が取り消されたときは、(1)
から(3)までの規定の適用については、当該差押え又は執行はなかったものとみなすもの
とする。ただし、第三者の権利を害することはできないものとする。

(5) (1)の規定に反する特約は、無効とするものとする。

20 (説明)

部会では、部会資料46、第10、4及び5について、個別動産を目的とする担保権による
差押えについては、固定化の範囲について場所を基準とする合理性があるとはいえず、同
4の場合と同5の場合とでルールを異にする必要はないのではないかと指摘があった。

25 第10、1(6)では、再度実行が許容されるとすれば動産譲渡担保権設定者及び一般債権者
の利益が害されることから、再度実行を禁止することとしている。同様の問題は、複数の
集合動産譲渡担保権が競合する場合にも生ずることから、ある集合動産譲渡担保権者が実
行通知を送付したときには、当該集合動産譲渡担保権と競合する集合動産譲渡担保権につ
いても固定化が生ずることとしている。固定化が生じないとすれば、ある集合動産譲渡担
保権の実行がされ、その後に動産特定範囲に新たに動産が加入した後に競合する集合動産
譲渡担保権が実行されれば、再度実行がされたのと同じ結果となるため、このような結果
30 を回避しようとしたものである。

そして、このような趣旨は、例えば、ある倉庫を目的とする集合動産譲渡担保権と当該
倉庫内の動産を目的とする個別動産を目的とする担保権とが競合する場合にも妥当するこ
とから、個別動産を目的とする担保権の担保権者が動産競売による差押えをしたときにも
35 固定化を生じさせる必要がある。固定化が生じないとすれば、個別動産を目的とする担保
権が実行され、倉庫内に再度動産が搬入されてから集合動産譲渡担保権が実行されれば、
重複実行と同様の結果が生ずる。このような再度実行の問題は、個別動産を目的とする担
保権の目的の範囲が倉庫内の動産のうちの全部、一部又は一個である場合などによってそ
の程度が異なるが、担保権の目的である動産の量によって異なる規律を適用することは困
40 難であるから、担保権の目的である動産が一個のみである場合であっても、動産競売によ

る差押えがあったときは倉庫全体について固定化を生じさせるほかないと考えられる。

また、特定動産を目的とする担保権に基づく動産競売による差押えは、飽くまで特定の動産を目的とするものであって、一定の種類動産を目的とするものではないから、特定動産を目的とする担保権に基づく動産競売による差押えについては、種類によって固定化の範囲を限定することは困難である。

もつとも、特定動産を目的とする担保権に基づく動産競売による差押えがあった場合において、常に動産特定範囲全体が固定化するとすれば、集合動産譲渡担保権者の不利益が大きい。そこで、特定動産を目的とする担保権に基づく動産競売による差押えは、特定の場所において行われ（民事執行法第 192 条、第 123 条第 2 項）、その場所は調書に記載されるため（民事執行規則第 13 条第 1 項第 2 号）、差押えの場所を特定することは可能であることを踏まえると、差押えの場所によって固定化の範囲を限定するのが相当である。

以上のことから、第 10、5 においては、個別動産を目的とする担保権に基づく動産競売による差押えがあったときには、差押えの場所の範囲で固定化が生ずるものとしている。そして、第 10、4 においては、集合動産譲渡担保権に基づく動産競売による差押えについても、可能な限り固定化の範囲を限定するのが集合動産譲渡担保権者の利益の観点からは妥当であることから、この場合には固定化の範囲を実行をしようとする集合動産譲渡担保権の動産特定範囲によって限定することが可能であることを踏まえ、固定化の範囲をその範囲に限定することとしている。

5 集合動産譲渡担保権者以外の者による動産特定範囲に属する動産に対する差押え等

(1) 集合動産譲渡担保権は、次のアからウまでに掲げる事由があったときは、当該アからウまでの集合動産譲渡担保権は、その後当該アからウまでに定める範囲に属するに至った動産には及ばないものとする。当該アからウまでの集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲と他の集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲が重複する場合における当該他の集合動産譲渡担保権についても、同様とするものとする。

ア 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産に対する担保権の実行としての競売（集合動産譲渡担保権又は一般の先取特権に基づくものを除く。）又は滞納処分による差押え 当該動産特定範囲のうち当該差押えの場所に含まれる範囲

イ 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産を目的とする強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売又は担保権の実行としての競売の例による競売における特別の先取特権、質権又は動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権を除く。）に基づく配当要求 当該動産特定範囲のうちその差押えの場所に含まれる範囲

ウ 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産を目的とする第 15、2(1)イ若しくはウに掲げる保全処分を命ずる決定（集合動産譲渡担保権に基づくものを除く。）又は第 15、3(1)の規定による引渡命令（集合動産譲渡担保権に基づくものを除く。）の執行 当該動産特定範囲のうち当該執行の場所に含まれる範囲

(2) 4(2)、(3)、(4)本文及び(5)の規定は、(1)の場合について準用するものとする。

(説明)

部会資料 46 においては、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売及び滞納

処分による差押えを固定化事由としていた。しかし、一般の先取特権及び公租公課の優先権は、特定の財産ではなく債務者の総財産を目的とするものであって、担保権の実行後に債務者が取得した財産に対してもその優先権が及び、繰り返し実行をすることができる点で、特定の財産についてのみ優先権を有する譲渡担保権等の実行と異なっている。担保権
5 の実行としての競売を固定化事由としたのは、特定の財産についてのみ優先権を有する担保権者が動産特定範囲に属する動産に対して繰り返し優先権を行使することによって他の債権者を害するためであることからすれば、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売については、このような固定化の趣旨は妥当しないところであり、このことは滞納
10 処分についても同様である。そこで、これらについては、むしろ一般債権者による強制執行と近い性質を有するものとして、固定化事由から除外するとともに、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売における一般の先取特権者を除く担保権者による配当要求を固定化事由とする修正をした。

6 集合動産譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等

15 (1) 第2、7(1)若しくは(3)、第9、1(1)若しくは2(1)の規定により、又は民事執行法第139条第1項若しくは第2項若しくは第142条（これらの規定を同法第192条（同法第195条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による配当若しくは弁済金の交付により集合動産譲渡担保権の被担保債権が消滅し、かつ、その消滅した額が次に掲げる額のうちいずれか大きい方の額を超える場合に
20 おいて、集合動産譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定（破産法第216条第1項の規定による破産手続廃止の決定がされた場合を除く。）、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったときは、集合動産譲渡担保権者は、その
25 を超える額に相当する金銭（(3)及び(4)において「超過分の金銭」という。）を破産財団、再生債務者財産（民事再生法第12条第1項第1号に規定する再生債務者財産をいう。）、更生会社財産（会社更生法第2条第14項に規定する更生会社財産をいう。）又は清算株式会社の財産に組み入れなければならないものとする。ただし、当該集合動産譲渡担保権の被担保債権が消滅した日から1年を経過した日以後に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったときは、この限りでないものとする。

ア 集合動産譲渡担保権の目的である動産の評価額に10分の9を乗じた額

30 イ 当該集合動産譲渡担保権の実行の費用並びに最も優先する集合動産譲渡担保権の被担保債権の元本の合計額

(2) (1)の場合において、集合動産譲渡担保権が複数あるときは、各集合動産譲渡担保権者は、次のア及びイの定めるところに従い、(1)の義務を負担するものとする。

35 ア 順位を異にする集合動産譲渡担保権があるときは、劣後する集合動産譲渡担保権に係る集合動産譲渡担保権者が先に負担する。

イ 順位を同じくする集合動産譲渡担保権が複数あるときは、各集合動産譲渡担保権者が、その集合動産譲渡担保権の被担保債権の価額の割合に応じて負担する。

(3) 集合動産譲渡担保権者は、超過分の金銭の支払について、相殺をもって債権者に対抗することができないものとする。

40 (4) (1)の場合には、超過分の金銭に相当する金額の被担保債権は、消滅しなかったものと

みなすものとする。

(5) 集合動産譲渡担保権設定者又はその債権者は、(1)の義務の履行を確保するため必要があるときは、集合動産譲渡担保権者に対して相当の担保を請求することができるものとする。

5 (説明)

1 一般債権者の弁済原資を確保するための方策については、組入額を決定するための基準を被担保債権額とするか、目的財産の価値とするかの二つの考え方があり、部会においても考え方が分かれていた。

10 集合動産譲渡担保の目的である動産は、その通常の事業の過程において処分されるとともに新たな動産がその目的に加入することが予定されており、その全体としての価値は事業が継続することによって維持され、また、増加する場合もある。設定者が事業を継続する過程で集合動産譲渡担保権の目的である動産の全体の価値を維持し増加させるには、その仕入れ先や労働者の寄与が不可欠であるから、集合動産譲渡担保権においては、目的である動産全体の価値の維持及び増加は、特定物を目的とする譲渡担保権や他の担保権に比
15 べ、一般債権者の寄与による程度が大きいものと考えられる。このような特徴に着目すると、一般債権の弁済原資を確保するための組入制度の趣旨は、上記のとおり様々な一般債権者の寄与によって維持、増大した集合動産の価値の全部を担保権者に取得させることが必ずしも適切ではないという点に求められる。このような趣旨の理解からすれば、目的物の価値のうち、一般債権者がその形成に寄与した部分を一般債権への弁済に充てるという
20 観点から、組入額の算定基準を目的財産の価値を基準として算出するのが自然であると考えられる。以上から、本文においては、目的財産の価値を基準とすることを基本とする考え方に従った提案をしている。

25 もっとも、目的財産の価値を基準とする考え方については、担保権者が把握することができる価値が減少することにより、金融実務に影響を与えるとの懸念も示されてきた。そこで、このような懸念を最小限に抑えるため、目的財産の価値を基準とする考え方を原則としつつ、最も優先する担保権に限っては、回収額が元本を下回らないようにすることとした。元本は、担保権者の信用供与により直接債務者の財産を増加させることにつながっているといえる。元本のこのような性質に鑑みると、最先順位の担保権者に限っては、元本相当額についてその優先弁済権を制約しないこととしても、担保目的財産の価値の維持、
30 増加に対して寄与した一般債権者の利益とのバランスを失することにはならないと考えられる。

2 倒産財団の組入請求権について、特定の債権者に優先権を付与すべきであるとの考え方もあり、部会においても議論が行われた。

35 前記のとおり、組入請求権の趣旨を担保権者以外の一般債権者が目的財産の価値の維持及び増加に寄与していることに求めるとすると、この組入請求権はこれらの一般債権者全体のための弁済原資とすべきであると考えられ、この組入請求権について特定の債権者に優先権を付与することは必ずしもその制度趣旨に適合するものではないと考えられる。

40 また、特定の債権者がこの組入請求権から確実に他の債権者に優先して弁済を受けられるようにするためには、当該債権者に組入請求権に対する特別の先取特権を付与するだけでなく、この組入請求権を差押禁止財産とすることなどが併せて必要になると考えられる。

しかし、差押禁止財産にするとすれば破産財団に属させることもできないことになりかねない。破産財団に属させることができないとすれば、この組入請求権が倒産財団に属するということと矛盾する上、優先権を有する債権者の債権を弁済した余剰が自由財産になるという不当な結論に至ることになる。

5 部会においても、各債権についての倒産手続における優先劣後関係について、この組入請求権についてのみ変更することについては否定的な意見が大勢を占めた。

以上を踏まえ、組入請求権について特定の債権者に優先権を与えるという考え方については、本文において取り上げないこととした。

10 第11 債権譲渡担保権の実行

1 債権譲渡担保権者による債権の取立て

(1) 債権譲渡担保権者は、被担保債権について不履行があったときは、譲渡担保債権を直接に取り立てることができるものとする。この場合において、債権譲渡担保権者の受けた給付の価額が被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を債権譲渡担保権設定者に支払わなければならないものとする。

(2) (1)後段の場合において、債権譲渡担保権設定者が、債権譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保債権についての権利を譲り受けた者であるとき（債権譲渡担保権者が当該債権譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、債権譲渡担保権者は、当該債権譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該債権譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該債権譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対する(1)後段の差額に相当する金銭の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができるものとする。

2 債権譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行

第9、1（(5)及び(6)を除く。）、同2（(6)及び(7)を除く。）及び同6の規定は、債権譲渡担保権（~~動産利用権を目的とする債権譲渡担保権を除く。~~）について準用するものとする。この場合において、第9、1(1)イ中「こと又は当該帰属清算の通知をした子の動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡しを受けたこと」とあり、及び同2(1)イ中「こと又は処分清算譲渡をした子の動産譲渡担保権者若しくは処分清算譲渡を受けた第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けたこと」とあるのは、「こと」と読み替えるものとする。

~~(2)～(4) 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の実行の規定の準用等について~~【P】
(説明)

表現を一部修正するとともに、動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の実行に関する規定を削除した。

第12 集合債権譲渡担保権の実行

1 集合債権譲渡担保権の実行

集合債権譲渡担保契約における債権譲渡担保権（以下「集合債権譲渡担保権」という。）の被担保債権について不履行があった場合において、集合債権譲渡担保権を有する者（以

下「集合債権譲渡担保権者」という。)が集合債権譲渡担保権設定者に対して特定範囲所属債権について第11、1(1)前段の規定による取立て、同2において準用する第9、1(1)アに規定する帰属清算の通知又は第11、2において準用する第9、2(1)アに規定する処分清算譲渡をしようとする旨を通知したときは、集合債権譲渡担保権設定者は、債権特定範囲に属する債権を取り立てることができないものとする。ただし、第三債務者にもその旨を通知しなければ、これをもって第三債務者に対抗することができないものとする。

2 集合債権譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等

第10、6の規定は、第2、7(1)若しくは(3)、第11、1(1)前段又は同2において準用する第9、1(1)若しくは2(1)の規定により集合債権譲渡担保権の被担保債権が消滅した場合について準用するものとする。

(説明)

- 1 集合債権譲渡担保権についても、集合動産譲渡担保権が設定された場合の一般債権の弁済原資を確保するための方策の趣旨が妥当することから、これを準用するものである。
- 2 集合債権譲渡担保権における目的財産の評価額は、部会資料46と同様、①被担保債権の債務不履行時又は破産手続等の開始の申立ての日の1年前の日のいずれか遅い時点で担保目的であった債権の評価額、②上記の時点を開始とし、破産手続等の開始の日を終期とし、この期間内に発生し、担保の目的となった債権の評価額の合計額とする。例えば、債務不履行から倒産手続の開始の申立てまでの間に1年以上が経過した事案で、倒産手続の開始の申立てから1年前の時点で目的となる債権全体の評価額が300万円、その後、倒産手続の開始までに全体で500万円の価値のある債権が発生したとする。この場合には、譲渡担保権者は、法律上は上記の800万円全額について設定者の取立権限を失わせ、自ら取立てをすることができたのであるから、これらの合計800万円のうちどれだけの割合を実際に回収したかを基準として組入義務の有無を決定すべきである。設定者が200万円を、譲渡担保権者が600万円を回収したとすれば、200万円は設定者の財産に組み入れられ、既に一般債権者に対する弁済原資となり得る財産になっているから、これに加えて、譲渡担保権者が実際に直接取立ての対象とした債権の評価額を基準として、そのうちの一定割合を組入義務の対象とする必要はない。これに対し、設定者が50万円を、譲渡担保権者が750万円を回収した場合には、譲渡担保権者が回収した金額が800万円の90%を超えていることから超過額30万円の組入義務が発生する。

第13 その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行

- 1 その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行については、その性質に反しない限り、第11及び第12の規定を準用するものとする。
- 2 1の譲渡担保権のうち取引所の相場その他の市場の相場がある商品を目的とするものについては、1において準用する第11、2において準用する第9、1(1)（イ及びウに係る部分に限る。）及び同2(1)（イ及びウに係る部分に限る。）の規定は、適用しないものとする。

(説明)

- 1 前記第7、4において、その他の財産を目的とする譲渡担保権について集合債権譲渡担保権に関する規律を準用することとしたことに伴い、その実行方法についても、集合債権

譲渡担保権に関する規律を含めて準用することとした。

- 2 部会では、有価証券については、譲渡担保権の設定によって券面又は保有に係る記録が既に譲渡担保権者に移転していること、価格の変動があるため猶予期間を設けることは適切ではないこと、担保権実行手続中止命令の対象とすることにより譲渡担保権設定者が倒産手続においてこれを確保する必要性は乏しいと考えられることから、有価証券を目的とする譲渡担保権については実行の際の猶予期間に係る規律の適用を除外すべきではないかとの意見があった。

その他の財産を目的とする譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行については、帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした旨の通知の時から2週間を経過したときにその実行の効果が発生することとなる（第13において準用する第11、2において準用する第9、1(1)及び2(1)）。しかし、その他の財産のうち取引所の相場その他の市場の相場がある商品（例えば上場株式など）については、一般に時間の経過によって激しい価格変動にさらされる可能性があることから、これらの商品を目的とする譲渡担保権の実行について上記の猶予期間を設けるとすれば、その間の価格変動リスクを譲渡担保権者が負担しなければならず、その利益が害されるおそれがある。そして、動産については引渡しを受けることによって実行の効果が発生することとされており、引渡しを受けるための簡易な裁判手続も準備されているため、帰属清算の通知や処分清算譲渡をした旨の通知以後の価格変動リスクをこれらの手段によって回避することができるのに対し、その他の財産についてはこのような手段をとることもできない。他方で、上記の商品については、それ自体を事業のために利用していることは少ないため、譲渡担保権設定者が事業の継続のために上記の商品を必要とすることはまれであると考えられるから、上記の商品を目的とする譲渡担保権について譲渡担保権設定者の利益を保護するために猶予期間を設ける必要性は高いものとはいえない。そこで、本文では、その他の財産のうち取引所の相場その他の市場の相場がある商品を目的とする譲渡担保権の実行については、上記の猶予期間に係る規定の適用を除外することにより、帰属清算の通知又は処分清算譲渡によって直ちに帰属清算方式又は処分清算方式による実行の効力が生ずるものとしている。

第14 強制執行等の特例

1 動産譲渡担保権者による配当要求等及び動産競売の申立て

(1) 動産譲渡担保権者による配当要求及び動産譲渡担保権者に対する配当又は弁済金の交付については、動産譲渡担保権を質権とみなして、民事執行法第133条及び第141条第1項（第4号に係る部分に限る。）（これらの規定を同法第192条（同法第195条の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この(1)において同じ。）において準用する場合を含む。）並びに同法第142条第2項（同法第192条において準用する場合を含む。）において準用する同法第91条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定を適用するものとする。

(2) 動産譲渡担保権者による担保権の実行としての競売の申立てについては、動産譲渡担保権を質権とみなして、民事執行法第190条の規定を適用するものとする。この場合において、同条第1項第3号中「債務者」とあるのは「債務者又は当該動産の所有者（以下この条において「債務者等」という。）」と、同条第2項ただし書中「第123条第2項

に規定する場所又は容器」とあるのは「債務者等の住居その他債務者等の占有する場所又は債務者等の占有する金庫その他の容器」と、同条第3項中「債務者」とあるのは「債務者等」とするものとする。

(説明)

5 部会では、第14、1(2)について、動産譲渡担保権設定者と被担保債権の債務者が異なる場合において被担保債権の債務者が譲渡担保動産を占有しているときには、動産譲渡担保権設定者及び被担保債権の債務者の双方に対して動産競売開始許可決定を送達すべきではないかとの意見があった。

10 民事執行法第190条第4項の執行抗告は、動産競売開始許可決定が執行官による債務者の住居等の搜索を許容するという重大な効果を伴うものであることから、これに対する執行抗告を認めたものであり、これとの均衡上、許可申立てを却下する決定に対する執行抗告も認めたものとされている。もともと、同項では特に申立権者は限定されていないところ、動産譲渡担保権設定者と被担保債権の債務者が異なる場合において被担保債権の債務者が譲渡担保動産を占有しているときには、搜索を受ける被担保債権の債務者と、動産競売開始許可決定を前提とする動産競売によって譲渡担保動産に対する権利を失う動産譲渡担保権設定者は、いずれも動産競売開始許可決定によって不利益を受けることから、いずれも同項に基づいて動産競売開始許可決定に対する執行抗告をすることができると解される。そして、同条第3項は、債務者に対し、執行抗告をする機会を実質的に保障するため、動産競売開始許可決定は債務者に送達しなければならないとしたものとされていること
20 からすれば、動産譲渡担保権設定者と被担保債権の債務者が異なる場合において被担保債権の債務者が譲渡担保動産を占有しているときには、動産競売開始許可決定は債務者及び動産譲渡担保権設定者の双方に対して送達しなければならないものと解される。このような解釈は、現在の規律によっても導くことができることから、第14、1(2)については修正をしていない。

25

2 動産譲渡担保権者による第三者異議の訴え

動産譲渡担保権者は、動産譲渡担保権設定者を債務者又は動産の所有者として、譲渡担保動産に対する強制執行又は当該動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に劣後する先取特権、質権若しくは動産譲渡担保権に基づく担保権の実行としての競売による差押え
30 があったときは、民事執行法第38条第1項(同法第194条において準用する場合を含む。以下この2において同じ。)に規定する第三者異議の訴えを提起することができるものとする。ただし、その売得金の額が執行費用のうち共益費用であるもの、被担保債権及びこれに優先する債権のうち配当要求があったものの額の合計額以上となる見込みがあるときは、同項に規定する第三者異議の訴えを提起することができないものとする。

35

3 売却に伴う動産譲渡担保権の消滅

譲渡担保動産につき強制執行、担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。)又は企業担保権の実行手続が行われたときは、動産譲渡担保権は、当該譲渡担保動産の売却によって消滅するものとする。

40

第 15 動産譲渡担保権の実行のための裁判手続

1 通則

第 15 に規定する裁判手続に関する通則として、所要の規定を整備するものとする。

2 動産譲渡担保権の実行のための保全処分

(1) 裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、債務者、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者（債務者及び動産譲渡担保権設定者を除く。以下この 2 において同じ。）が、価格減少行為等（譲渡担保動産の価格を減少させ、又は譲渡担保動産の引渡しを困難にする行為をいう。以下この(1)において同じ。）をし、又は価格減少行為等をするおそれがあるときは、動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者（以下この(1)及び 7 において「動産譲渡担保権者等」という。）の申立てにより、当該動産譲渡担保権者等が譲渡担保動産の引渡しを受けるまでの間、次に掲げる保全処分又は公示保全処分（執行官に、当該保全処分の内容を、譲渡担保動産又はその容器に公示書を貼付する方法、譲渡担保動産の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法その他の方法により公示させることを内容とする保全処分をいう。以下同じ。）を命ずることができるものとする。ただし、当該価格減少行為等による価格の減少の程度、引渡しを困難にする程度又はそのおそれの程度が軽微であるときは、この限りでないものとする。

ア 当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、当該価格減少行為等を禁止し、又は一定の行為をするを命ずる保全処分（裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。）

イ 次に掲げる事項を内容とする保全処分（裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。）

（ア）当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、譲渡担保動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。

（イ）執行官に譲渡担保動産の保管をさせること。

ウ 次に掲げる事項を内容とする保全処分及び公示保全処分

（ア）イ（ア）及び（イ）に掲げる事項

（イ）イ（ア）に規定する者に対し、譲渡担保動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び当該譲渡担保動産の使用を許すこと。

(2) (1)イ又はウに掲げる保全処分は、次のア及びイに掲げる場合のいずれかに該当するときでなければ、命ずることができないものとする。

ア 債務者又は動産譲渡担保権設定者が譲渡担保動産を占有する場合

イ 譲渡担保動産の占有者の占有の権原が(1)の規定による申立てをした者に対抗することができない場合

(3) 裁判所は、申立人が(1)の保全処分を命ずる決定の告知を受けた日から一月以内に次のアからエまでに掲げる事項のいずれかを証する文書又は電磁的記録を提出しないときは、相手方又は動産譲渡担保権設定者の申立てにより、その決定を取り消さなければならないものとする。

ア 帰属清算の通知をしたこと。

イ 処分清算譲渡をしたこと。

ウ 3(1)に規定する引渡命令の申立てをしたこと。

エ 民事執行法第190条第1項に規定する動産を目的とする担保権の実行としての競売(4)並びに3(3)及び(4)において「動産競売」という。)の申立てをしたこと。

5 (4) (3)ウ又はエに掲げる事項を証する文書又は電磁的記録が提出された後に、その申立て
が取り下げられ、又は却下された場合には、その文書又は電磁的記録を提出しなかった
ものとみなすものとする。同ウの引渡命令又は同エの動産競売による差押えが取り消さ
れた場合も、同様とするものとする。

10 (5) 裁判所は、譲渡担保動産の占有者に対し(1)の規定による決定をする場合において、必
要があると認めるときは、その者を審尋しなければならないものとする。

(6) 裁判所が(1)の規定による決定をするときは、申立人に担保を立てさせることができる
ものとする。ただし、(1)イに掲げる保全処分については、申立人に担保を立てさせな
ければ、(1)の規定による決定をしてはならないものとする。

15 (7) 事情の変更があったときは、裁判所は、申立てにより、(1)の規定による決定を取り消
し、又は変更することができるものとする。

(8) (1)、(3)又は(7)の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるもの
とする。

(9) (8)の即時抗告((1)の申立てについての裁判に対するものに限る。)は、執行停止の効力
を有しないものとする。

20 (10) (3)又は(7)の規定による決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

(11) (1)イ又はウに掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる決定は、申立人に告知された
日から2週間を経過したときは、執行してはならないものとする。

(12) (11)に規定する決定は、相手方に送達される前であっても、執行することができるもの
とする。

25 (説明)

部会では、所有権留保に関しては、所有権留保動産に対して保全処分の執行があった後
は売買契約の解除を制約すべきではないかとの意見があった。しかし、所有権留保につ
いては、私的実行と売買契約の解除を別個の制度として併存させることとしているところ、
一定の法的手続をとったことがなぜ実体法上の解除権の喪失という効果に結び付くのか、
30 そのような強力な効果を基礎付けるほどの必要性があるのかなどについて、合理的な説明
をすることが容易でないように思われる。そのため、本文の提案については変更を加えて
いない。なお、実行のための引渡命令について、当初から売買契約を解除することを意図
していたにもかかわらずこれを秘して引渡命令を得て譲渡担保動産の引渡しを受けたよう
な場合には、実際には帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするために必要があるとはい
35 えないにもかかわらずその必要がある旨の虚偽の主張をして債務名義を得て譲渡担保動産の
引渡しを受けたこととなるため、場合によっては留保買主等に対する不法行為が成立し得
ると考えられる。

3 動産譲渡担保権の実行のための引渡命令

40 (1) 裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、動産

譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするために必要があるときは、当該
動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするまでの間、当該動産譲渡担
保権者の申立てにより、担保を立てさせて、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の
占有者（動産譲渡担保権設定者を除く。(2)及び4(1)において同じ。）に対し、譲渡担保動
5 産を当該動産譲渡担保権者に引き渡すべき旨を命ずることができるものとする。ただし、
当該動産譲渡担保権者に対抗することができる権原により占有していると認められる者
（債務者を除く。）に対しては、この限りでないものとする。

(2) 裁判所は、(1)の規定による決定をする場合において、帰属清算金又は処分清算金が生
ずることが見込まれるときは、その担保をも立てさせなければならないものとする。た
10 だし、(1)の申立てが譲渡担保動産の占有者に対するものであるときは、この限りでない
ものとする。

(3) 裁判所は、申立人が(1)の規定による決定の告知を受けた日から1月以内に次のアから
ウまでに掲げる事項のいずれかを証する文書又は電磁的記録を提出しないときは、相手
方又は動産譲渡担保権設定者の申立てにより、その決定を取り消さなければならないも
15 のものとする。

ア 帰属清算の通知をしたこと。

イ 処分清算譲渡をしたこと。

ウ 動産競売の申立てをしたこと。

(4) (3)ウに掲げる事項を証する文書又は電磁的記録が提出された後に、その申立てが取り
20 下げられ、又は却下された場合には、その文書又は電磁的記録を提出しなかったものと
みなすものとする。同ウの動産競売による差押えが取り消された場合も、同様とするも
のとする。

(5) 裁判所は、(1)の規定による決定をする場合には、相手方を審尋しなければならないも
のとする。

(6) (1)又は(3)の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとす
25 る。

(7) (1)又は(3)の規定による決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

4 動産譲渡担保権の実行後の引渡命令

(1) 裁判所は、帰属清算時又は処分清算時の後、帰属清算の通知若しくは処分清算譲渡を
30 した動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者（以下この(1)及び(2)において「動
産譲渡担保権者等」という。）の申立てにより、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産
の占有者に対し、譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨（第9、1(1)ア
（イ）の見積価額が同（ウ）の被担保債権の額を超える場合又は同2(2)イの見積価額が
35 同ウの被担保債権の額を超える場合にあっては、それぞれその差額に相当する金銭の支
払と引換えに譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨）を命ずることがで
きるものとする。ただし、動産譲渡担保権者等に対抗することができる権原により占有
していると認められる者（債務者を除く。）に対しては、この限りでないものとする。

(2) 動産譲渡担保権者等は、帰属清算時又は処分清算時から1月を経過したときは、(1)の
40 申立てをすることができないものとする。

(3) 裁判所は、(1)の規定による決定をする場合には、相手方を審尋しなければならないものとする。

(4) (1)の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(5) (1)の規定による決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

5

5 後順位の動産譲渡担保権者による実行のための保全処分等

後順位の動産譲渡担保権者は、当該後順位の動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に優先する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者（転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。）の全員の同意を得なければ、2(1)に規定する保全処分又は3(1)に規定する引渡命令の申立てをすることができないものとする。

10

6 執行官保管の保全処分中の売却

2(1)イに掲げる保全処分を命ずる決定の執行に係る譲渡担保動産について、著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、民事執行法の規定による動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならないものとする。

15

7 占有移転禁止の保全処分等の効力

(1) 2(1)ウに掲げる保全処分及び公示保全処分を命ずる決定の執行がされ、かつ、当該決定の相手方に対して3(1)又は4(1)に規定する引渡命令が発せられたときは、当該引渡命令の申立てをした動産譲渡担保権者等は、当該引渡命令に基づき、次に掲げる者に対し、譲渡担保動産の引渡しの強制執行をすることができるものとする。

20

ア 当該決定の執行がされたことを知って当該譲渡担保動産を占有した者

イ 当該決定の執行後に当該執行がされたことを知らないで当該決定の相手方の占有を承継した者

25

(2) (1)の決定の執行後に(1)の譲渡担保動産を占有した者は、その執行がされたことを知って占有したものと推定するものとする。

(3) (1)の引渡命令について(1)の決定の相手方以外の者に対する執行文が付与されたときは、その者は、執行文の付与に対する異議の申立てにおいて、当該引渡命令の申立てをした動産譲渡担保権者等に対抗することができる権原により譲渡担保動産を占有していること、又は自己が(1)ア若しくはイのいずれにも該当しないことを理由とすることができるものとする。

30

8 手続の停止

(1) 3に規定する手続は、次のア又はイに掲げるいずれかの文書の提出があったときは、停止しなければならないものとする。

35

ア 3に規定する手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本又は記録事項証明書（裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものをいう。イ及び(2)において同じ。）

40

イ 動産譲渡担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本又は記録事項証明書

- (2) (1)の規定に基づき裁判所に(1)ア又はイに規定する裁判に係る記録事項証明書を提出すべき者は、その提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該ア又はイに規定する裁判に係る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができるものとする。この場合において、当該者は、当該記録事項証明書を提出したものとみなすものとする。

第16 破産手続等における譲渡担保権の取扱い

1 別除権等としての取扱い

- (1) 破産手続において、譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するものに限る。）を有する者を別除権者として扱うものとする。
- (2) 破産手続において、譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないものに限る。）を有する者を破産法第111条第3項に規定する準別除権者として扱うものとする。
- (3) 再生手続において、譲渡担保権（再生債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者を別除権者として扱うものとする。
- (4) 更生手続において、譲渡担保権（開始前会社が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）の被担保債権を有する者を更生担保権者として扱うものとする。
- (5) 特別清算手続において、譲渡担保権（清算株式会社が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者を担保権者として扱うものとする。
- (6) 承認援助手続において、譲渡担保権（承認援助手続に係る債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者を担保権者として扱うものとする。

2 担保権実行手続中止命令

(1) 再生手続における担保権実行手続中止命令

ア 裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、その譲渡担保権の実行手続の中止（実行の禁止を含む。ケにおいて同じ。）を命ずることができるものとする。ただし、その譲渡担保権によって担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでないものとする。

イ アの規定による中止の命令は、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができるものとする。

ウ 裁判所は、アの規定による中止の命令を発した場合には、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見

を聴いたときは、この限りでないものとする。

エ 裁判所は、アの規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

オ アの規定による中止の命令及びエの規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。

カ オの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

キ オに規定する裁判及びオの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

ク 譲渡担保権の実行を禁止するアの規定による中止の命令が発せられたときは、当該譲渡担保権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しないものとする。

ケ 裁判所がアの規定により債権譲渡担保権の実行手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、再生手続の関係においては、債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができないものとする。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限るものとする。

コ ケ本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができるものとする。

サ コの規定による供託がされたときは、コの債権を目的とする譲渡担保権を有していた譲渡担保権者は、供託金につき譲渡担保権者と同一の権利を有するものとする。

(2) 更生手続における中止命令

ア 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、譲渡担保権の実行の手続で、開始前会社の財産に対して既にされているものの中止（譲渡担保権の実行の禁止を含む。）を命ずることができるものとする。ただし、その譲渡担保権の実行に係る譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限るものとする。

イ アの規定による中止の命令は、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができるものとする。

ウ 裁判所は、アの規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

エ 裁判所は、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、アの規定により中止した譲渡担保権の実行の手続の取消しを命ずることができるものとする。

オ アの規定による中止の命令、ウの規定による決定及びエの規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

カ オの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

キ オに規定する裁判及びオの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

ク 譲渡担保権の実行を禁止するアの規定による中止の命令が発せられたときは、当該譲渡担保権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しないものとする。

ケ 裁判所がアの規定により債権譲渡担保権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。）を命じた場合には、第三債務者は、更生手続の関係においては、債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができないものとする。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限るものとする。

コ ケ本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができるものとする。

サ コの規定による供託がされたときは、コの債権を目的とする譲渡担保権を有していた譲渡担保権者は、供託金につき譲渡担保権者と同一の権利を有するものとする。

シ 譲渡担保権の実行を、会社更生法第 25 条第 1 項の規定による包括的禁止命令の対象とするものとする。

(3) 特別清算手続における中止命令

ア 裁判所は、特別清算開始の命令があった場合において、債権者の一般の利益に適合し、かつ、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、清算人、監査役、債権者若しくは株主の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、当該譲渡担保権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。ケにおいて同じ。）を命ずることができるものとする。

イ アの規定による中止の命令は、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができるものとする。

ウ 譲渡担保権の実行を禁止するアの規定による中止の命令が発せられたときは、当該譲渡担保権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しないものとする。

エ 裁判所は、アの規定による中止の命令を発した場合には、速やかに、譲渡担保権者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の陳述を聴いたときは、この限りでないものとする。

オ 裁判所は、エの中止の命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

カ エの中止の命令及びオの規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。

キ カの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

ク カに規定する裁判及びカの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

ケ 裁判所がアの規定により債権譲渡担保権の実行の手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、特別清算の関係においては、債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができないものとする。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限るものとする。

コ ケ本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができるものとする。

5 サ コの規定による供託がされたときは、コの債権を目的とする譲渡担保権を有していた譲渡担保権者は、供託金につき譲渡担保権者と同一の権利を有するものとする。

(4) 承認援助手続における担保権実行手続中止命令

10 ア 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、かつ、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、相当の期間を定めて、債務者の財産に対して既にされている当該譲渡担保権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。サにおいて同じ。）を命ずることができるものとする。

15 イ 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、アの規定による中止の命令をすることができるものとする。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第 24 条第 1 項の即時抗告がされたときも、同様とするものとする。

ウ イの規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又はイの即時抗告を棄却する決定があったときは、その効力を失うものとする。

20 エ ア又はイの規定による中止の命令は、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができるものとする。

オ 裁判所は、ア又はイの規定による中止の命令を発した場合には、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いたときは、この限りでないものとする。

25 カ 裁判所は、ア又はイの規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

キ ア又はイの規定による中止の命令及びカの規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。

ク キの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

30 ケ 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第 25 条第 8 項の規定はア又はイの規定による中止の命令、カの規定による決定及びキの即時抗告についての裁判があった場合について、同条第 9 項の規定はイの規定による中止の命令があった場合について準用するものとする。

35 コ 譲渡担保権の実行を禁止するア又はイの規定による中止の命令が発せられたときは、当該譲渡担保権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しないものとする。

40 サ 裁判所がア又はイの規定により債権譲渡担保権の実行の手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、承認援助手続の関係においては、債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができないものとする。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限るものとする。

シ サ本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができるものとする。

ス シの規定による供託がされたときは、シの債権を目的とする譲渡担保権を有していた譲渡担保権者は、供託金につき譲渡担保権者同一の権利を有するものとする。

3 担保権実行手続取消命令

(1) 再生手続における担保権実行手続取消命令

ア 裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、民事再生法第2条第2号に規定する再生債務者等（保全管理人が選任されている場合にあっては、当該保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第10、1(1)の通知、動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続又は第12、1本文の通知の取消しを命ずることができるものとする。ただし、その譲渡担保権によって担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでないものとする。

イ アの規定による取消しの命令は、その発令前にされた第9、1(1)ア（第11、2において準用する場合を含む。以下この3において同じ。）に規定する帰属清算の通知、第9、2(1)ア（第11、2において準用する場合を含む。以下この3において同じ。）に規定する処分清算譲渡、第11、1(1)前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分の効力を妨げないものとする。

ウ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を発したときは、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いた場合は、この限りでないものとする。

エ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

オ アの規定による取消しの命令及びエの規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。

カ キの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

キ オに規定する命令及び決定並びにオの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

ク オの即時抗告は、民事再生法第9条前段の規定にかかわらず、することができるものとする。また、オの即時抗告をすることができる期間について、同条後段と同様の期間とする。

ケ 担保権の実行手続の中止命令について適用される文書の閲覧等に関する規定（民事再生法（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後のもの）第16条から第16条の4まで）及び担保権の実行手続の中止命令がされた場合の再生手続開始の申立ての取下げの制限に関する規定（同法第32条）について、アの規定による取消しの命令についてもその対象となるよう規定を整備するものとする。

(2) 更生手続における担保権実行手続取消命令

ア 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間において、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、当該保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第 10、1(1)の通知又は第 12、1 本文の通知の取消しを命ずることができるものとする。ただし、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限るものとする。

イ アの規定による取消しの命令及び 2(2)エの規定による取消しの命令（動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続に係るものに限る。）は、その発令前にされた第 9、1(1)アに規定する帰属清算の通知、第 9、2(1)アに規定する処分清算譲渡、第 11、1(1)前段の規定による取立て又は集合動産担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分の効力を妨げないものとする。

ウ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

エ アの規定による取消しの命令及びウの規定による決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

オ エの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

カ エに規定する命令及び決定並びにエの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

キ アからカまでの規定は、更生手続開始の申立てを棄却する決定に対して会社更生法第 44 条第 1 項の即時抗告があった場合について準用するものとする。

ク エの即時抗告は、会社更生法第 9 条前段の規定にかかわらず、することができるものとする。また、エの即時抗告をすることができる期間について、同条後段と同様の期間とする。

ケ 中止命令について適用される文書等の閲覧等に関する規定（会社更生法（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後のもの）第 11 条から第 11 条の 4 まで）及び中止命令がされた場合の更生手続開始の申立ての取下げの制限に関する規定（同法第 23 条）について、アの規定による取消しの命令についてもその対象となるよう規定を整備するものとする。

(3) 承認援助手続における担保権実行手続取消命令

ア 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、債務者（外国管財人がない場合に限る。）又は承認管財人の申立てにより、担保を立てさせて、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、第 10、1(1)の通知、動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続又は第 12、1 本文の通知の取消しを命ずることができるものとする。

イ アの規定による取消しの命令は、その発令前にされた第 9、1(1)アに規定する帰属清算の通知、第 9、2(1)アに規定する処分清算譲渡、第 11、1(1)前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分の効力を妨げないものとする。

ウ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を発したときは、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いた場合は、この限りでないものとする。

エ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

オ アの規定による取消しの命令及びエの規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。

カ オの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

キ オに規定する命令及び決定並びにオの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

ク 外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定が確定したときは、アの規定による取消しの命令は、その効力を失うものとする。

ケ オの即時抗告は、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第7条前段の規定にかかわらず、することができるものとする。また、オの即時抗告をすることができる期間について、同条後段と同様の期間とする。

コ 担保権の実行手続の中止命令について適用される文書の閲覧等に係る規定（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後のもの）第13条）及び担保権の実行手続の中止命令等が発令された場合に債務者の財産の処分等の行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとする旨の規定（同法第31条）について、アの規定による取消しの命令についてもその対象となるよう規定を整備するものとする。

4 破産管財人等による譲渡担保財産の換価・譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定

(1) 破産手続における譲渡担保動産の換価の規定

ア 破産管財人は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、譲渡担保動産の換価をすることができるものとする。この場合においては、譲渡担保権者は、その換価を拒むことができないものとする。

イ アの場合には、民事執行法第63条及び第129条（これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定は、適用しないものとする。

ウ アの場合において、動産譲渡担保権者が受けるべき金額がまだ確定していないときは、破産管財人は、代金を別に寄託しなければならないものとする。この場合においては、譲渡担保権は、寄託された代金につき存するものとする。

(2) 破産手続における譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定

ア 譲渡担保権者が第9、1及び2（[これらの規定を第11、2（第13、1において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。](#)）の方法による実行をする権利を有するときは、裁判所は、破産管財人の申立てにより、譲渡担保権者が譲渡担保財産の処分をすべき期間を定めることができるものとする。

イ 譲渡担保権者は、アの期間内に処分をしないときは、アの権利を失うものとする。

この場合において、譲渡担保権（動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあつては、帰属清算の通知がされ、かつ、アの期間の満了時に帰属清算の通知の日から2週間が経過したもののみならずものとする。

ウ アの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

エ アの申立てについての裁判及びウの即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。この場合においては、破産法第10条第3項本文の規定は、適用しないものとする。

(3) 特別清算手続における譲渡担保動産の換価の規定

ア 清算株式会社は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、譲渡担保動産の換価をすることができるものとする。この場合においては、譲渡担保権者は、その換価を拒むことができないものとする。

イ アの場合には、民事執行法第63条及び第129条（これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定は、適用しないものとする。

ウ アの場合において、譲渡担保権者が受けるべき金額がまだ確定していないときは、清算株式会社は、代金を別に寄託しなければならないものとする。この場合においては、譲渡担保権は、寄託された代金につき存するものとする。

(4) 特別清算手続における譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定

ア 譲渡担保権者が第9、1及び2（これらの規定を第11、2（第13、1において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の方法による実行をする権利を有するときは、裁判所は、清算株式会社の申立てにより、譲渡担保権者が譲渡担保財産の処分をすべき期間を定めることができる。

イ 譲渡担保権者は、アの期間内に処分をしないときは、アの権利を失うものとする。この場合において、譲渡担保権（動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあつては、帰属清算の通知がされ、かつ、アの期間の満了時に帰属清算の通知の日から2週間が経過したもののみならずものとする。

ウ アの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

エ ウの裁判及びウの即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

5 担保権消滅許可制度の適用

(1) 破産法における担保権消滅許可制度

ア 譲渡担保権を、破産法における担保権消滅許可制度（同法第186条）の適用の対象とする。

イ 破産法における担保権消滅許可の申立てに対する対抗手段としての担保権の実行の申立て（同法第187条）に、譲渡担保権の私的実行を含むこととはしないものとする。

(2) 民事再生法における担保権消滅許可制度

譲渡担保権を、民事再生法における担保権消滅許可制度（同法第148条）の適用の対象とする。

(3) 会社更生法における担保権消滅許可制度

譲渡担保権を、会社更生法における担保権消滅許可制度（同法第 104 条）の適用の対象とする。

6 根譲渡担保権の取扱い

(1) 破産手続における根譲渡担保権の取扱い

ア 破産管財人は、根譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するもので、極度額の定めがあるものに限る。）によって担保される破産債権については、当該破産債権を有する破産債権者が、破産管財人に対し、当該根譲渡担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の額を証明しない場合においても、これを配当表に記載しなければならないものとする。この場合においては、破産法第 195 条第 2 項の規定による許可があった日における当該破産債権のうち極度額を超える部分の額を最後配当の手續に参加することができる債権の額とするものとする。

イ アの規定は、根譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないもので、極度額の定めがあるものに限る。）を有する者について準用する。

ウ ア前段（イにおいて準用する場合を含む。）の規定により配当表に記載された根譲渡担保権によって担保される破産債権については、最後配当に関する除斥期間内に当該根譲渡担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の額の証明がされた場合を除き、ア後段（イにおいて準用する場合を含む。）の規定により配当表に記載された最後配当の手續に参加することができる債権の額を当該弁済を受けることができない債権の額とみなすものとする。

(2) 再生手続における根譲渡担保権の取扱い

ア 担保権消滅許可の申立てに係る消滅すべき担保権が根譲渡担保権である場合において、根譲渡担保権者が民事再生法第 148 条第 3 項の規定による送達を受けた時から 2 週間を経過したときは、根譲渡担保権の担保すべき元本は、確定するものとする。

イ 第 2、9(14)イの規定は、担保権消滅許可の申立てが取り下げられ、又は担保権消滅許可が取り消された場合について準用するものとする。

ウ 別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定していない再生債権を担保する根譲渡担保権（極度額の定めがない根譲渡担保権を除くあるものに限る。以下この(2)において同じ。）の元本が確定している場合には、その根譲渡担保権の被担保債権のうち極度額を超える部分について、民事再生法第 156 条の一般的基準に従い、仮払に関する定めをすることができるものとする。この場合においては、当該根譲渡担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定した場合における精算に関する措置をも定めなければならないものとする。

エ ウの仮払に関する定めをした再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、当該定めに係る根譲渡担保権を有する者の同意を得なければならないものとする。

オ 再生債権者が根譲渡担保権を有する場合には、その行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定した場合に限り、その債権の部分について、認可された再生計画の定めによって認められた権利又は民事再生法第 181 条第 1 項の規定により

変更された後の権利を行使することができるものとする。ただし、再生計画にウの規定による仮払に関する定め及び精算に関する措置の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(3) 更生手続における根譲渡担保権の取扱い

ア 担保権消滅許可の申立てに係る消滅すべき担保権が根譲渡担保権である場合において、根譲渡担保権者が会社更生法第104条第4項の規定による送達を受けた時から2週間を経過したときは、当該根譲渡担保権の担保すべき元本は、確定する。

イ 第2、9(14)イの規定は、担保権消滅許可の申立てが取り下げられ、又は担保権消滅許可の決定が取り消された場合について準用する。

7 再生手続開始の申立て等を権限の消滅事由とする特約の無効

次に掲げる場合に集合動産譲渡担保権設定者が動産特定範囲に属する動産の処分をすることができない旨の特約又は次に掲げる場合に集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を取り立てることができない旨の特約は、無効とするものとする。

ア 集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあったとき。

イ 集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者に再生手続開始の原因となる事実（支払不能（その者が法人である場合（破産法第16条第2項の場合を除く。））にあつては、支払不能又は債務超過（その者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。）とする。以下このイにおいて同じ。）が生ずるおそれがあるとき又はその者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときのいずれかに該当する事実をいう。第17、2において同じ。）又は更生手続開始の原因となる事実（支払不能が生ずるおそれがある場合又はその者が弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合のいずれかに該当する事実をいう。第17、2において同じ。）が生じたとき。

8 破産手続開始決定等後の集合動産譲渡担保権の効力

集合動産譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつた場合には、第10、1(1)の通知があつたものとみなして、第10、1(2)から(4)まで及び(6)の規定を適用するものとする。

9 破産手続開始決定等後の集合債権譲渡担保権の効力

(1) 集合債権譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつたときは、集合債権譲渡担保権は、その後に発生した債権には及ばないものとする。

(2) 集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があつたときも、(1)と同様とするものとする。ただし、集合債権譲渡担保契約に別段の定めがある場合は、この限りでないものとする。

(3) (1)又は(2)本文に規定する場合には、第12、1本文の通知があつたものとみなして、第12、1の規定を適用するものとする。

(4) (2)ただし書に規定する場合において、集合債権譲渡担保権設定者についての再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定後に第 11、2 において準用する第 9、1(1)アに規定する帰属清算の通知、第 11、2 において準用する第 9、2(1)アに規定する処分清算譲渡又は第 11、1(1)前段の規定による取立てにより集合債権譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅したときは、再生債務者である集合債権譲渡担保権設定者若しくは再生手続における管財人又は更生手続における管財人は、次に掲げる債権を弁済するために支出した金額（消滅した被担保債権の額を限度とする。）を集合債権譲渡担保権者から償還させることができるものとする。この場合において、当該金額の被担保債権は、消滅しなかったものとみなすものとする。

ア 再生手続又は更生手続における共益債権

イ 民事再生法第 122 条第 1 項に規定する一般優先債権

ウ 民事再生法第 85 条第 5 項に基づき弁済をすることの許可を受けた再生債権又は会社更生法第 47 条第 5 項に基づき弁済をすることの許可を受けた更生債権

10 動産特定範囲に動産を属させる行為に関する否認等

(1) 集合動産譲渡担保権設定者が動産を動産特定範囲に属させた場合において、専ら集合動産譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときは、その動産を目的とする担保の供与があったものとみなして、破産法第 162 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 252 条第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）及び第 266 条、民事再生法第 127 条の 3 第 1 項、第 190 条第 5 項及び第 256 条並びに会社更生法第 86 条の 3 第 1 項及び第 267 条の規定を適用するものとする。

(2) 集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を発生させた場合において、専ら集合債権譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときは、その債権を目的とする担保の供与があったものとみなして、破産法第 162 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 252 条第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）及び第 266 条、民事再生法第 127 条の 3 第 1 項、第 190 条第 5 項及び第 256 条並びに会社更生法第 86 条の 3 第 1 項及び第 267 条の規定を適用するものとする。

第 17 所有権留保契約

1 留保所有権の対抗要件

(1) 留保所有権は、所有権留保動産の留保買主等から留保売主等への引渡し（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産にあっては、留保売主等を所有者とする登記又は登録）がなければ、第三者に対抗することができない。

(2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる債務（その利息、違約金、留保所有権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を含む。）のみを担保する留保所有権は、所有権留保動産（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産を除く。以下この(2)において同じ。）の引渡しがなくとも、これをもって第三者に対抗することができる。

ア 第 1、16(1)に規定する所有権留保契約における所有権留保動産の代金の支払債務

イ 第1、16(2)に規定する所有権留保契約における求償債務（所有権留保動産の代金の支払債務を履行したことによって生ずるものに限る。）

2 再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等の無効

次に掲げる場合に所有権留保契約（第1、16(1)に規定するものに限る。以下この条において同じ。）が解除される旨の特約又は次に掲げる場合に該当することを理由として留保売主等に対し所有権留保契約の解除権を付与する特約は、無効とする。

- (1) 留保買主等について再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあったとき。
- (2) 留保買主等に再生手続開始の原因となる事実又は更生手続開始の原因となる事実が生じたとき。

3 譲渡担保契約の規定の準用

(1) 第2から第16まで（第5から第7まで、第11から第13までを除く。）の規定（動産譲渡担保契約に係る部分に限る。）は、留保所有権所有権留保契約について準用する。

(2) 第3、12の規定は、留保所有権を譲渡担保契約の目的とする場合について準用する。

(3) 同一の動産について動産譲渡担保権と留保所有権とが競合する場合には、これを同一の動産について数個の動産譲渡担保権が互いに競合する場合とみなして、第2、7(3)、9(5)イ、9(14)ア（（カ）、（ク）、（シ）に係る部分に限る。）、第3、6、第3、7、第3、8(2)、第3、10(1)、第11、第4、2、第9、3(1)から(3)まで、第9、6(2)、第10、1(2)及び(6)、第10、2、第10、4(1)及び(5)（第10、5(2)において準用する場合を含む。）、第10、5(1)、第10、6、第14、第15、5の規定を適用する。

(説明)

1 留保所有権は動産を目的とするものであることから、本文(1)において、債権譲渡担保権に関する規定を準用の対象から除外した。

2 転動産譲渡担保（第3、12）は、動産譲渡担保権を更に譲渡担保の目的とするものである。動産譲渡担保権と留保所有権の類似性からすると、動産譲渡担保権と同様に留保所有権も譲渡担保権の目的とすることができると考えられる。その法律関係は転動産譲渡担保権と同じものとするのが相当であるから、本文(2)において、留保所有権を目的とする譲渡担保権について転動産譲渡担保権に関する規定を準用することとしている。

3 同一の動産について、留保所有権と動産譲渡担保権とが競合する場合がある。本文(3)は、このような場合について、動産譲渡担保権が競合した場合に関する規律を適用することとした。

部会資料 46 においては、動産譲渡担保権に関する規律を留保所有権に準用する規定のみを設けていた。しかし、このような規定のみでは、動産譲渡担保権が競合した場合が留保所有権同士が競合する場合と読み替えられることとなり、留保所有権と譲渡担保権とが競合する場合を規律することにはならないと考えられる。そこで、このような場合に対応するため、本文(3)において、留保所有権と譲渡担保権とが競合した場合は、これを動産譲渡担保権と留保所有権とが競合した場合とみなすこととした。

第 18 民法の見直し

1 質権者による債権の取立て等

民法第 366 条の規律を次のように改めるものとする。

- 5 (1) 質権者は、質権の担保する債権について不履行があったときは、その目的である債権を直接に取り立てることができる。この場合において、質権者の受けた給付の価額がその担保する債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を質権設定者に支払わなければならない。
- 10 (2) 第三債務者は、質権の設定について第 364 条の規定によりその規定に従うこととされる第 467 条第 1 項の規定による通知又は承諾がされた時より後に質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる事由をもって質権設定者その他の第三者に対抗することができる。この場合において、質権者は、自己の債権の弁済期が到来するまでは、質権設定者に対し、その受けた給付の価額に相当する金銭を支払うことを要しない。
- 15 (3) (2)前段の場合において、質権者の債権の弁済期が到来したときは、質権者は、質権設定者に対し、その受けた給付の価額から自己の債権の額を控除した残額を支払わなければならない。
- (4) 債権の目的物が金銭である場合において、その弁済期が質権者の債権についての不履行が生ずる前に到来したときは、質権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。
- 20 (5) 債権の目的物が物の引渡しであるときは、質権者は、弁済として受けた物について質権を有する。この場合においては、(1)後段及び(3)の規定は、適用しない。

2 抵当権の効力の及ぶ範囲

民法第 371 条の規律を次のように改めるものとする。

25 抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、後に収穫すべき抵当不動産の天然果実（収穫されていないものに限る。）及び既に弁済期が到来し、又は後に弁済期が到来すべき抵当不動産の法定果実に及ぶ。

(説明)

部会資料 46 では本条の「果実」を天然果実と法定果実に分けて規律する案を示していた。これについて、前回の部会における意見を踏まえ、現行法と同様にこれらを合わせて「果実」とする形に修正した。

30 民法第 371 条の「果実」は、平成 15 年法律第 134 号による改正前は、天然果実のみを指すと解されてきたが、同年改正において担保不動産収益執行制度を創設するに当たり、抵当権の効力が担保不動産収益執行の開始後の天然果実及び法定果実に及ぶという規律を実体法上明確にしておく必要があるとの考えに基づき、現在のとおり改められた。しかし、現在においても、賃料に抵当権が及ぶことの実体法上の根拠は民法第 372 条において準用する同法第 304 条であり、これを実現する手続が担保不動産収益執行と物上代位であるとする見解がある。民法第 371 条の果実が天然果実に限られるか法定果実を含むかについては具体的な帰結の差をもたらさない学理的な問題であり、必ずしも明確にする必要性が高いわけではない。

40 そこで、民法第 371 条については、動産譲渡担保権の果実に関する規定（第 3、2）の対比において債務不履行前に生じた果実にも抵当権が及ぶことに疑義が生じないようにす

る限度で改めることとし、同条の果実に法定果実が含まれるかどうかという学理的な論点については、引き続き解釈に委ねることとした。

第 19 民事執行法の見直し

5 動産の差押えについて、次のような規律を設けるものとする。

- 1 執行官は、動産の差押えをしたときは、遅滞なく、動産執行又は動産競売の申立ての時に執行債務者を譲渡人動産譲渡担保権設定者又は留保買主等とする動産譲渡登記又は所有権留保登記（第 24、3(1)に規定する所有権留保登記をいう。）において動産譲渡担保権者又は留保売主等として登記されている全ての者（同 2(2)イに規定する転譲渡担保権者が登記されている場合にあつては、当該転譲渡担保権者を含む。）に対し、その旨を通知しなければならない。
- 2 1の規定による通知は、通知を受ける者の動産譲渡登記ファイル上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りる。

15 第 20 民事再生法の見直し

1 担保権実行手続中止命令

民事再生法第 31 条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、第 53 条第 1 項に規定する再生債務者の財産につき存する担保権を有する者（以下この 1 において「担保権者」という。）に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、その担保権の実行手続の中止（債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。）を命ずることができる。ただし、その担保権によって担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでない。
- (2) (1)の規定による中止の命令は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。
- (3) 裁判所は、(1)の規定による中止の命令（債権を目的とする質権の実行手続の中止（実行の禁止を含む。(4)及び 2(1)において同じ。）の命令を除く。）を発する場合には、担保権者の意見を聴かなければならない。
- (4) 裁判所は、(1)の規定による債権を目的とする質権の実行手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の意見を聴いたときは、この限りでない。
- (5) 裁判所は、(1)の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
- (6) (1)の規定による中止の命令及び(5)の規定による変更の決定に対しては、担保権者に限り、即時抗告をすることができる。
- (7) (6)の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- (8) (6)に規定する裁判及び(6)の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第 10 条第 3 項本文の規定は、適用しない。
- (9) 債権を目的とする質権の実行を禁止する(1)の規定による中止の命令が発せられたとき

は、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力

担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 裁判所が1(1)の規定により債権を目的とする質権の実行手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、再生手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。
- (2) (1)本文に規定する場合(債権の目的物が金銭である場合に限る。)には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。
- (3) (2)の規定による供託がされたときは、(2)の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

第21 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の見直し

1 担保権実行手続中止命令

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第27条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、かつ、債務者の財産につき担保権を有する者(以下この1において「担保権者」という。)又は企業担保権の実行手続の申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、相当の期間を定めて、債務者の財産に対して既にされている当該担保権の実行の手続の中止(債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。)又は当該企業担保権の実行手続の中止を命ずることができる。
- (2) 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、(1)の規定による中止の命令をすることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第24条第1項の即時抗告がされたときも、同様とする。
- (3) (2)の規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は(2)の即時抗告を棄却する決定があったときは、その効力を失う。
- (4) (1)又は(2)の規定による中止の命令(企業担保権の実行手続に係るものを除く。)は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。
- (5) 裁判所は、(1)又は(2)の規定による中止の命令(債権を目的とする質権の実行の手続の中止(実行の禁止を含む。)(6)及び2(1)において同じ。)の命令を除く。)を発する場合には、担保権者又は企業担保権の実行手続の申立人の意見を聴かなければならない。
- (6) 裁判所は、(1)又は(2)の規定による債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の意見を聴いたときは、この限りでない。
- (7) 裁判所は、(1)又は(2)の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

(8) (1)又は(2)の規定による中止の命令及び(7)の規定による変更の決定に対しては、担保権者又は企業担保権の実行手続の申立人に限り、即時抗告をすることができる。

(9) (8)の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 (10) 第 25 条第 8 項の規定は(1)又は(2)の規定による中止の命令、(7)の規定による決定及び(8)の即時抗告についての裁判があった場合について、同条第 9 項の規定は(2)の規定による中止の命令があった場合について準用する。

(11) 債権を目的とする質権の実行を禁止する(1)又は(2)の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

10

2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力

担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力について、次のような規律を設けるものとする。

15 (1) 裁判所が 1(1)又は(2)の規定により債権を目的とする質権の実行の手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、承認援助手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。

(2) (1)本文に規定する場合(債権の目的物が金銭である場合に限る。)には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

20 (3) (2)の規定による供託がされたときは、(2)の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

第 22 会社更生法の見直し

1 担保権実行手続中止命令

25 会社更生法第 24 条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分(債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。)を命ずることができる。ただし、イに規定する強制執行等又はカに掲げる処分については、その強制執行等に係る更生債権者等又はその処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

ア 開始前会社についての破産手続、再生手続又は特別清算手続

35 イ 強制執行等(更生債権等に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行(債権を目的とする質権については、当該債権の取立てを含む。)又は更生債権等を被担保債権とする留置権による競売をいう。)の手続で、開始前会社の財産に対して既にされているもの

ウ 開始前会社に対して既にされている企業担保権の実行手続

エ 開始前会社の財産関係の訴訟手続

オ 開始前会社の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続

40 カ 外国租税滞納処分(共助対象外国租税の請求権に基づき国税滞納処分の例によって

する処分（共益債権を徴収するためのものを除く。）をいう。）で、開始前会社の財産に対して既にされているもの

- 5 (2) 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、職権で、国税滞納処分（共益債権を徴収するためのものを除き、国税滞納処分の例による処分（共益債権及び共助対象外国租税の請求権を徴収するためのものを除く。）を含む。）で、開始前会社の財産に対して既にされているものの中止を命ずることができる。ただし、あらかじめ、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。
- (3) (2)の規定による中止の命令は、更生手続開始の申立てについて決定があったとき、又は中止を命ずる決定があった日から2月を経過したときは、その効力を失う。
- 10 (4) (1)の規定による中止の命令（(1)イの担保権の実行又は留置権による競売に係るものに限る。）は、開始前会社の財産につき担保権を有する者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。
- (5) 裁判所は、(1)及び(2)の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
- 15 (6) 裁判所は、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、(1)イの規定により中止した(1)イに規定する強制執行等の手続、(1)カの規定により中止した(1)カに規定する外国租税滞納処分又は(2)の規定により中止した(2)に規定する国税滞納処分の取消しを命ずることができる。ただし、当該国税滞納処分の取消しを命ずる場合においては、あらかじめ、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。
- 20 (7) (1)又は(2)の規定による中止の命令、(5)の規定による決定及び(6)の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。
- (8) (7)の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- (9) (7)に規定する裁判及び(7)の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。
- 25 (10) 債権を目的とする質権の実行を禁止する(1)の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

30 2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力

担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力について、次のような規律を設けるものとする。

- 35 (1) 裁判所が1(1)の規定により債権を目的とする質権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。）を命じた場合には、第三債務者は、更生手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があつたことを知っていたときに限る。
- (2) (1)本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。
- 40 (3) (2)の規定による供託がされたときは、(2)の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

第23 会社法の見直し

1 担保権の実行の手続等の中止命令

会社法第516条の規律を次のように改めるものとする。

- 5 (1) 裁判所は、特別清算開始の命令があった場合において、債権者の一般の利益に適合し、
かつ、清算株式会社の財産につき担保権を有する者（(2)及び3において「担保権者」と
いう。）、企業担保権の実行の手続の申立人又は清算株式会社の財産に対して既にされて
10 いる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行の手続の申立人
（3において「一般先取特権者等」という。）に不当な損害を及ぼすおそれがないものと
認めるときは、清算人、監査役、債権者若しくは株主の申立てにより又は職権で、相当
の期間を定めて、当該担保権の実行の手続の中止（債権を目的とする質権の実行の禁止
を含む。(2)において同じ。）、当該企業担保権の実行の手続の中止又は清算株式会社の財
15 産に対して既にされている一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく当該
強制執行の手続の中止を命ずることができる。
- (2) (1)の規定による中止の命令（清算株式会社の財産につき存する担保権の実行の手続の
中止に係るものに限る。）は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付
して発することができる。
- (3) 債権を目的とする質権の実行を禁止する(1)の規定による中止の命令が発せられたとき
20 は、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経
過する日までの間は、時効は、完成しない。

2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力

担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力について、次のような規律を設
けるものとする。

- 25 (1) 裁判所が1(1)の規定により債権を目的とする質権の実行の手続の中止（実行の禁止を
含む。3(1)及び(2)において同じ。）を命じた場合には、第三債務者は、特別清算の関係に
おいては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張するこ
とができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っ
ていたときに限る。
- 30 (2) (1)本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、
債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。
- (3) (2)の規定による供託がされたときは、(2)の債権を目的とする質権を有していた質権者
は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

3 担保権の実行の手続等の中止命令の手続

会社法第891条の規律を次のように改めるものとする。

- 35 (1) 裁判所は、1(1)の規定による中止の命令（債権を目的とする質権の実行の手続の中止
の命令を除く。）を発する場合には、担保権者、企業担保権の実行手続の申立人又は一般
先取特権者等の陳述を聴かなければならない。
- 40 (2) 裁判所は、1(1)の規定による債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を発し

た場合には、速やかに、質権者の陳述を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の陳述を聴いたときは、この限りでない。

(3) 裁判所は、(1)及び(2)の中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

(4) (1)及び(2)の中止の命令並びに(3)の規定による変更の決定に対しては、担保権者、企業担保権の実行手続の申立人又は一般先取特権者等に限り、即時抗告をすることができる。

(5) (4)の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(6) (4)に規定する裁判及び(4)の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

第 24 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の見直し

1 譲渡登記に関する規律の見直し

動産譲渡登記及び債権譲渡登記（以下「譲渡登記」という。）に関する規律を次のとおり改めるものとする。

(1) 譲渡人又は譲受人が会社法人等番号（商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 7 条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。）を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号を譲渡登記の必要的記録事項に加える。

(2) 動産譲渡登記における動産の特定方法を見直し、「譲渡に係る動産の種類及び当該動産の所在場所その他の当該動産の種類以外の事項であって当該動産を特定するために必要なもの」とする。

(3) 動産譲渡登記の原則の存続期間を 10 年から 20 年に延長する。

2 譲渡担保権に関する登記制度の見直しの概要

譲渡担保権に関する登記制度の見直しの概要を次のとおりとする。

(1) 登記原因を譲渡担保とする譲渡登記の必要的記録事項の見直し

ア 次に掲げる事項を登記原因を譲渡担保とする譲渡登記の必要的記録事項に加える。

譲渡担保権者の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）並びに譲渡担保権者が会社法人等番号を有する法人であるときは当該法人の会社法人等番号（以下「氏名及び住所等」という。）

イ 譲渡担保権者として登記されている者（以下「譲渡担保権の登記名義人」という。）

及び譲渡担保権を取得した者は、共同して、譲渡担保権の移転による譲渡担保権の変更の登記を申請することができる（注 1 から 3 まで）。

（注 1）根譲渡担保権の全部譲渡又は一部譲渡による譲渡担保権の移転に関する登記も譲渡担保権の変更の登記により行うものとする。

（注 2）相続又は法人の合併による譲渡担保権の変更の登記は、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が単独で申請することができる。

（注 3）譲渡担保権者の氏名及び住所等の変更の登記は、譲渡担保権の登記名義人が単独で申請することができる。

(2) 転譲渡担保権の設定の登記の新設

ア 譲渡担保権の登記名義人及び転譲渡担保の譲受人は、共同して、転動産譲渡担保権

[の設定](#)又は転債権譲渡担保権の設定（以下「転譲渡担保権の設定」という。）の登記を申請することができる。

イ 転譲渡担保権の設定の登記には、転譲渡担保権者の氏名及び住所等を記録する。

(3) 競合する譲渡担保権を記録するための競合担保登記目録制度の新設

5 ア 競合する譲渡担保権に係る譲渡登記を一覧的に記録するための競合担保登記目録制度を新設する。

イ 譲渡人及び譲渡担保権の登記名義人は、共同して、当該目録に記録すべき競合する譲渡担保権に係る譲渡登記（以下「競合譲渡登記」という。）を明らかにして、[譲渡担保権が競合する旨の登記競合担保登記目録の作成](#)を申請することができる。

10 ウ 登記官は、イの[申請申出](#)に基づき、各競合譲渡登記において当該目録を作成し、[競合担保登記当該目録](#)に各競合譲渡登記の登記番号及び登記年月日（以下「特定事項」という。）を記録する。

(4) 譲渡担保権の順位の変更の合意の登記の新設

15 ア 順位を変更した譲渡担保権の登記名義人は、共同して、順位の変更の合意の登記を申請することができる。この登記は、(3)の目録に順位を変更した譲渡担保権に係る[全ての競合譲渡登記の特定事項](#)が記録されている場合に限り、申請することができる。

イ 譲渡担保権の順位の変更の合意の登記には、次に掲げる事項を記録する。

(ア) 変更後の譲渡担保権等の順位

20 (イ) 譲渡担保権等の順位の変更について利害関係を有する者の承諾があるときは、その旨並びに承諾をした者の氏名及び住所（[法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所](#)）等（注）

（注）（イ）に掲げる事項は、登記事項概要証明書には記載しないこととする。

(5) 根譲渡担保権の分割譲渡の登記の新設

25 ア 譲渡担保権の登記名義人及び根譲渡担保権の分割譲渡の譲受人は、共同して、根譲渡担保権の分割譲渡の登記を申請することができる。

イ 根譲渡担保権の分割譲渡の登記は、譲渡人の承諾（転譲渡担保権の設定の登記がされている場合にあっては、併せて転譲渡担保権者として登記されている者の承諾）があるときに限り、申請することができる。

30 ウ 根譲渡担保権の分割譲渡の登記は、分割譲渡された根譲渡担保権に係る新たな譲渡登記を作成し、これに次に掲げる事項を記録することによって行う。

(ア) 分割をする根譲渡担保権に係る譲渡登記に記録されている事項（転譲渡担保権の設定の登記に[係る事項](#)等を除く。）

(イ) 分割譲渡された根譲渡担保権を有する者の氏名及び住所等

(説明)

35 本文(3)イ及びウについて、競合担保登記目録への各競合譲渡登記の特定事項の記録が「登記」の性質を有することを明確化するとともに、登記官は、譲渡人及び譲渡担保権の登記名義人の登記申請に基づき、競合担保登記目録を作成し、この目録に特定事項の記録（譲渡担保権が競合する旨の登記）を行うという一連の流れが明らかになるよう、表現の修正を行った。そのほか、形式的な表現の修正を行ったほか、部会資料 46 の第 24、2 から変更はない。

40

5 なお、本文(4)の譲渡担保権の順位の変更の合意の登記について、順位を変更しようとする譲渡担保権者の中に動産・債権譲渡登記以外の方法によって対抗要件を備えた者がいる場合の取扱いにつき、補足する。例えば、第1順位の債権譲渡担保権者A（債権譲渡登記により対抗要件を具備）、第2順位の債権譲渡担保権者B（確定日付のある通知により対抗要件を具備）、第3順位の債権譲渡担保権者C（債権譲渡登記により対抗要件を具備）があ
10 った場合において、第1順位をC、第2順位をB、第3順位をAと変更しようとする場合には、A及びCの二者間の合意のみでAとCの順位を交換的に変更するのではなく、その形式的な順位に変更のないBを含むA、B及びCの三者間の合意により、各債権譲渡担保権の順位を絶対的に変更することになると解される（抵当権の順位の変更についても同様に解されている。）。そして、第5、5(2)のとおり、「債権譲渡担保権の順位の変更は、特例法の定めるところに従いその登記をしなければ、その効力を生じない」とされており、この登記は、本文(4)アに記載したとおり、同一の競合担保登記目録に「順位を変更した譲渡担保権に係る全ての競合譲渡登記の特定事項が記録されている場合に限り」することができるため、上記の事案において第1順位をC、第2順位をB、第3順位をAとする順位
15 の変更をするためには、①前提としてBの債権譲渡担保権について、債権譲渡登記を行った上で、②A、B及びCの債権譲渡担保権に係る債権譲渡登記の特定事項を同一の競合担保登記目録に記録する登記を行い、③順位の変更の合意の登記をする必要がある。このBの債権譲渡担保権に係る債権譲渡登記を省略して順位の変更を行うことはできないことに留意する必要がある（Bは本文(4)イ（イ）の「利害関係を有する者」には該当しない。）。

20 なお、上記の整理は、動産譲渡担保権の順位を変更しようとする場合において、その当事者である譲渡担保権者の中に引渡しにより対抗要件を具備した者がいる場合も同様である。

3 留保所有権に関する登記制度の見直しの概要（所有権留保登記の新設）

25 留保所有権に関する登記制度の見直しの概要を次のとおりとする。

- (1) 所有権留保契約の留保売主等及び留保買主等（法人に限る。）は、動産の所有権の留保について所有権留保登記の申請をすることができる。
- (2) 所有権留保登記がされたときは、所有権の留保に係る動産について引渡しがあったものとみなす。
- 30 (3) 所有権留保登記については、動産譲渡登記に関する規定を準用する。

第25 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

(説明)

35 民法第496条第1項の規定は、供託によって譲渡担保権が消滅した場合には適用しないこと、譲渡担保権は質権とみなして民法第518条の規定を適用すること、譲渡担保権は、質権とみなして、仮登記担保契約に関する法律の規定を適用することなどを予定している。